

自分たちの領域とか、そんなわけのわからないことをこちやこちややって、国民の利用者ということは二の次だつたんじゃない。これからはやっぱり官が民をリードする、そういう制度のサービスということを私は積極的に考えていただきたいと思うんですが、大臣いかがでございますか。

○国務大臣(大出俊君) 御指摘のとおり、そうしたのは実はやまやまんですけれども、なかなかこれは今個人的に申し上げているんですけど、今まで臨調答申だ何だというものをずっとフォローしてきました私自身からしますと、例えば第三次行政改革推進審議会を九一年、二年、三年、九三年の十月二十七日に答申が出てるんですけども、これに至る経緯をずっとフォローしてきてますと、郵政省の場合に一つ間違つて前に出る途端に問題が起こるというんですね。だから、やっぱり民間の動きというのを見た上で総合的に、国民の皆さんの利益が前提ですけれども、郵政はどうするのかと。

例えば、金利の自由化で完全自由化になつた、

C Dの時代から十六年たつた。私はすぐ貯金局長さんにどうするか、金利の完全自由化になつたといふんだから、国民の皆さんのために郵政省の貯金はまだどうしなきやならぬのだという相談をかけたんですよ。そうしたら、返ってきた言葉といふのは、まずもつて民間の皆さんの動きを見た上でいるというところで○・○三に合わせていつたわけなんですねけれども、非常に慎重でなきやならぬという立場に実は事の経過がなつております。

ですから、おっしゃるのも本当によくわかるんですけれども、目下のところはそういう慎重な立場で、しかもおくれないよう、国民の皆さんの利益をどう守つていくか、あるいはどう伸ばしていくかということを考えて行政的には進めていかなきやならない、こんなふうに思つていいんです。○鈴木栄治君なるほど、私やっぱりよくわかりますよ。制度上でいろいろと官としての立場があ

る。でも、大臣、サービスでも心のサービスといふのがあると思うんでよ。いらっしゃいます、こんには、ありがとうございます。またよろしくお願いします、このサービスは別に官が先にやつたっておかしくないでしよう。

私は、いろんな奥様連中も知つておるんですけども、おれは通信だからなるだけ小包は郵便局で出してくれば、でも、郵便局へ行つても、黙つてしまい、はい。ありがとうございます。またいらしゃいとも、きょうは天気ですねとも言わないといふんですよ。でも、民間のとりに来る人は、どうも奥様、きょうは晴れていますね、またひとつお願いしますよ、たつたこんなちっちゃい小包でもとりに来て大事に持つててくれるといふんです。私、ちょっとこれは郵政いやございませんが、新宿区役所の出張所へ行つたんです。要するに職員に顔がないんです。みんな能面のような顔をしていて、着ている衣装はその辺のお兄ちゃんみたいな衣装をしている。

それで、公務員というのは、官というものは国民に奉仕するという大体その気持ちが、心のサービスがまず私は欠けてるんじゃないかと思うんです。制度上のサービスと心のサービスは私は違うと思うんです。そうでしょう、大臣。大臣あたりは、例えば郵政でいえば全通なんか強いんですけど、組合のところへ行つて、これからこうなんだよ、心のサービスが大事なんだひとつ私は言つていただきたい。その大臣の勇気には私は期待するんでございますけれども、いかがでございましょうか。

○国務大臣(大出俊君) 先ほども申し上げましたが、私自身も郵便も配達をいたしましたし、コツコツとは小包でございますが、これも一生懸命配つて歩いた方でございますし、貯金、保険の募集もやつてまいりましたし、保険というのはサービスをよくしませんと入つてくれないんですよ。だから私は十二分に今おっしゃるような親切な

外務員なんです。ですから、やっぱり労働運動をやりましても、トワーク化によります A T M 等の共同利用につきまして、ぜひともこれを推進すべきだと考え、具体的にそのあり方についてあるいは問題点について検討、調査いたしますために、平成六年度及び平成七年度の両年度にわたりまして予算の重要施設いたしまして予算要求をいたしたところでございますが、大変残念なことでござりますけれども、民間金融機関の反対が背景にあつたというこちつとなれば労働運動もできないというのが私の考え方で、いまだに一貫しております。短い期間ですけれどもできるだけ一生懸命、御趣旨の点は全く同感でございますからやつていただきたい、こう思つております。

○鈴木栄治君 そうですね。やっぱりひとつ心のサービスというのはどんどん推進していただきたいと思つます。

さて、情報通信技術の発達によって、例えば民間の金融で言いますとネットワーク化が進んでおりますよね。郵便局というのは全国を網羅しているそういうネットワークがあるわけです。今までは民と官が分かれていた。これがうまく合致してお互いに手を結んでネットワーク化をしていったら、これは国民の利用者にとって非常に私は便利だと思うんですが、その辺今までなぜしてこなかつたのか、またできるのか、これから対応をひととお聞かせ願いたいと思うんでございます。

○政府委員(谷口公士君) まことにおっしゃるとおりでございまして、例えて申しますと、私ども ATM、預金の自動預払い機でございますけれども、こういったものを全国の郵便局に備えておるわけでございます。

民間金融機関におきましては、業態を超えてこいつた機器を接続していくネットワークの提携がほぼ完了段階に差しかかっております。この ATM の共同利用や相互送金が民間においては相互に可能な状態になつてきておるわけでございます。

私たちもいたしましては、国民の皆様方の利便性を高めたいと思いますが、これでございまして、郵政省の貯金と銀行というの連絡がつくことで、最終的にはこのくらいまで運用を、例えば三十九兆円とありますけれども、よく百年戦争などと云われますが、最近はそういうことだとよく言われるんですですが、最近はそういうことです。運用についても年このくらいまで運用を、例えば三十九兆円とありますけれども、よく百年戦争などと云われます。

○国務大臣(大出俊君) 銀行協会、銀行の皆さん、大蔵所管でございますけれども、よく百年戦争などと云われます。

○国務大臣(大出俊君) 銀行協会、銀行の皆さん、大蔵所管でございますけれども、よく百年戦争などと云われます。

私は、つまり大蔵、郵政、そういうことだとよく言はれますが、最近はそういうことです。運用についても年このくらいまで運用を、例えば三十九兆円とありますけれども、よく百年戦争などと云われます。

それだけに、今局長が言つておりますように、

トワークをつないで、ATMならATM一つ考えても一緒にやれないというばかなことはないはずだと思っておりまして、私が郵政を引き受けたからいろんな形で物は言つてきているつもりなんですよ。ただ、なかなか難しいところがありまして表に出し切れないでいますけれども、なお一層努力してみようと思つております。

○鈴木栄治君 ひとつよろしくお願ひいたしました。それから次は、金利自由化の進展、また民間金融機関においてことしの秋にもついに十年の定期預金が創設されることが想定される、ほとんど決まるでしよう。そうなつて、きております。ということは、郵便貯金の方でも、今まで自分たちだけだつたんすけれども、これはやっぱりだんだん厳しくなつてしまつたね。その辺のこれから見通しといいますか、これからは郵貯としてはこのように積極的にやっていくといいますか、その辺のお考えをぜひともお聞かせ願いたいと思いま

す。
○政府委員(谷公士君) おっしゃるとおりでございまして、金利の自由化が完了しまして、これから月に預金金利の自由化が完了しまして、これからいよいよ金融全体の自由化に向かつてくるわけでございます。その中で、御指摘の預貯金の商品性の自由化でございますが、大蔵省が本年十月に、定期預金の預入期間の現行最長限度五年でござい

ます。

郵政省といたしましては、従来から金融機関間

の競争を通じまして小口預金者に利益還元をして

いくことが適当であると考えまして、この自由化を積極的に推進するよう主張してきたところでございまして、そういう立場からこの状況については歓迎すべきものであると考えております。

郵便貯金といたしましても、これまで定期預金

を始めとする郵便貯金の金利自由化などを

図つてきたところでございますけれども、今後ど

う、こういうふうに見るわけでございます。

割り増し資金は一戸当たり四百五十万円まで上

りましてはまことに立派な対応をしていただきま

した。引き続きこれからも、今申し上げましたよ

うな復興段階での復興に必要な財投資金の確保

のためにさらなる努力をお願いしたい、こう思うわ

けでございます。

いずれにしましても、低・中堅所得者層が、年

も郵便貯金の利用者であります小口の預金者の方々に対しても金融自由化のメリットを還元するよう努めてまいる所存でございまして、預金者の方々のニーズに応じた多様な商品、サービスの開発、提供に取り組んでまいりたいと考えております。

それから次は、金利自由化の進展、また民間金融機関においてことしの秋にもついに十年の定期預金が創設されることが想定される、ほとんど決まるでしよう。そうなつて、きおります。ということは、郵便貯金の方でも、今まで自分たちだけだつたんすけれども、これはやっぱりだんだん厳しくなつてしまつたね。その辺のこれから見通しといいますか、これからは郵貯としてはこのように積極的にやっていくといいますか、その辺のお考えをぜひともお聞かせ願いたいと思いま

す。
○鈴木栄治君 そうですね。ですから、やっぱりお互いに競争をする、そして切磋琢磨する、それがイコール国民の利用者のためになる、これは私は本当そつあるべきだと思います。ですから、これから官だ民だなんて言つているんではなくて、まず第一に何なんだろうということを私考えていかなければならない時代に入ってきたと思いま

す。
○障内孝雄君 おはようございます。
今回の法案についての質問の前に、まず財投の原資としての郵貯、簡保の役割から質問を始めさせていただきたく思います。
現在、特殊法人見直しの一環で、財投の出口に当たる財投機関の見直しのみでなく、財投の入り口も含めた財投制度全体を見直す必要があるとい

うような意見が出されているわけでござります。よく新聞等でも報道されているところでございま

す。
平成七年度の当初計画を見てみると、住宅金融公庫融資の予定戸数というのは六十三万戸、これはことしと同じですが、ことしは景気対策で十九万戸までふえているわけですので、実質的に十九万戸までふえているわけですので、実質的には来年度は少な目になつて、ということでござります。このほかに今度の震災で復興住宅が追加して必要になつてくるということでござります。
しかし、そもそも財投という制度自体は、御案内のように、道路、学校、病院など国民生活に密着した社会資本の整備充実のほか、住宅金融公庫

取七百万円未満をそういうふうに考えますと、この人たちの住宅取得のためにはやっぱり金融公庫利用が大変大事なわけでございますが、このたびの震災で再度住宅を取得しなきやならないという立場の者とりましては、この金融公庫の低利あるいは割り増し融資、これに頼る以外に私はないと思うわけでございます。マイホームの夢を再びかなえさせてもらいたい、こういう思いをしております。

以上は阪神大震災という点から申し上げたわけでございますが、財投全体についていいますと、我が国の貿易黒字を減らすためには貯蓄超過、これを解消する必要がありまして、そのための公共投資をふやさなければならぬと思うわけでござります。しかし、それにはやっぱり長期投資に回らうと思うわけでございます。

○國務大臣(大出俊君) 陣内さんは非常に詳しいし、今お話を承りまして、まさに御指摘をいただいておりでございまして、私も心配で現在のストックがどのくらいあるのかということを調べてみておりますけれども、三百九兆というのが財投に占めるトータルでございまして、三百九兆円、ストックの現状でございます。このうちで郵貯が百三十四兆円、簡保が四十三兆円、百三十四兆の四十三兆でございますから、両方足しますと百七十七兆円になりますが、財投全部で現在ストックが三百九兆円になつてているうちの百七十七兆は郵便局、貯金と保険でございます。

この貯金と保険の三百九兆に占める比率は五七・二%、つまり三百九兆の現在のストックのうちの五七・二%は貯金と保険の金である。全国二万四千の郵便局の皆さん一生懸命集めてきてお

られる個人預金あるいは個人預金に類するもの、あるいは生活貯金と言われるものの集積でござりますけれども、今日それが財投原資トータルで三百九兆のストックのうち百七十七兆、五七・二%を占めるという大変な額になつてゐるということをございます。

六年度分で見ますと、今お話しの住宅、六年度分でいくと八兆九千六百三十二億円というのが住宅金融公庫に行つて、つまり資金でござります。八兆九千六百三十二億円郵政から金が年度分でございまして、六年度分、これも御参考までに申し上げておくと、住宅金融公庫に八兆九千六百三十二億円、それから国民金融公庫にちょうど三兆円、中小企業金融公庫に二兆四千八百七十億円、日本道路公團に二兆二千二百八十億円、日本開発銀行に二兆七百二十億円、公営企業金融公庫に一兆四千四百九十四億円、地方公共団体に六兆五千億円、おおむねこういうことになつてゐるわけでございます。これが七年度でどうなるか、ここに七年の数字も実はございます。ござりますが、陣内さんさつきおっしゃつてあるように長期金融というのがございます。

つまり、郵便貯金百八十一兆あるのでございますが、さつき申し上げたストックは三百九兆ですが、長期まで入れますと三百二十六兆になるんです。このうちの百八十一兆というのは郵便貯金でございまして、これはここから金融債等二十二兆、長期国債六十二兆というふうに抜けていくわけでござりますけれども、これは財投に入らないわけで、財投から抜けていつてしまうわけでござります。今申し上げたように金融債で二十二兆、長期国債で六十二兆という抜け方をしておりますが、さつきお話をございましたように、これらを何らかの形で呼び戻せるのかという問題があるのですが、さつきお話をございましたように、長期国債で六十二兆という抜け方をしておりますが、さつきお話をございましたように、これらを

ないから御勘弁いただきたいんですが、七年度における補正というのをどこで早めて考えるかと、そして七年度の住宅全体をどういうふうにつかまますけれども、今日それが財投原資トータルで三百九兆のストックのうち百七十七兆、五七・二%を占めるという大変な額になつてゐるということをございます。

六年度分で見ますと、今お話しの住宅、六年度分で見ますと、今お話しの住宅、意味の七年度の中身もここにござりますけれども、長くなりますが、おおむね年度分でございまして、六年度分、これも御参考までに申し上げておくと、住宅金融公庫に八兆九千六百三十二億円、それから国民金融公庫にちょうど三兆円、中小企業金融公庫に二兆四千八百七十億円、日本道路公團に二兆二千二百八十億円、日本開発銀行に二兆七百二十億円、公営企業金融公庫に一兆四千四百九十四億円、地方公共団体に六兆五千億円、おおむねこういうことになつてゐるわけでございます。これが七年度でどうなるか、ここに七年の数字も実はございます。ござりますが、陣内さんさつきおっしゃつてあるように長期金融というのがございます。

つまり、郵便貯金百八十一兆あるのでございますが、さつき申し上げたストックは三百九兆ですが、長期まで入れますと三百二十六兆になるんです。このうちの百八十一兆というのは郵便貯金でございまして、これはここから金融債等二十二兆、長期国債六十二兆というふうに抜けていくわけでござりますけれども、これは財投に入らないわけで、財投から抜けていつてしまうわけでござります。今申し上げたように金融債で二十二兆、長期国債で六十二兆という抜け方をしておりますが、さつきお話をございましたように、これらを何らかの形で呼び戻せるのかという問題があるのですが、さつきお話をございましたように、長期国債で六十二兆という抜け方をしておりますが、さつきお話をございましたように、これらを

ないから御勘弁いただきたいんですが、七年度における補正というのをどこで早めて考えるかと、そして七年度の住宅全体をどういうふうにつかましては、月末現在で約三十兆円、簡保の運用額につきましては約八十兆円、これが現在の数字を占めると、この数字で申上げますと、郵便貯金で五・五三%，簡保資金で五・一四%ということで、私どもの承知しておりますが、平成五年度の数字で申上げますと、郵便貯金で五・五三%，簡保資金で五・一四%ということで、私どもの承知しておりますが、平成五年度でございますが、運用部に預託されたものを運用する民間企業等の運用実績に比べればかなり高い数字を確保できた、こういう状況でございます。

運用利回りの方でございますが、これは先生おっしゃいました最近の経済状況を反映いたしまして年々低下をいたしております。ただ、それはいいましても、平成五年度の数字で申上げますと、郵便貯金で五・五三%，簡保資金で五・一四%ということで、私どもの承知しておりますが、平成五年度でございますが、運用部に預託した場合と郵便貯金の運用で運用した場合との金利差といいます。なお、郵便貯金の運用につきましては、御承認を言わせていただこう。財投というものを持つてある郵政省の責任者の立場で言わせていただこう、こう思つておりますから、また御意見をいただきたいと思います。

○陣内孝雄君 ありがとうございます。ぜひ御努力いただきたいと思います。

この財投の役割も大事でございますが、また同時に郵便貯金あるいは簡保としては金融自由化に適切に対応するという使命、これも担つていています。そこで、簡保については積立金の全額を財投も含めて運用してこられたわけですし、郵便貯金あるいは簡保としては金融自由化対策資金として自主運用を開始されるようになつてきた、こういうふうに承知しております。

○陣内孝雄君 ありがとうございます。昭和六十二年度から郵便貯金の自主運用の制度ができたわけですが、平成五年度でございますが、〇・二二%ございました。この分だけ有利に運用でございますが、運用部に預託した場合と郵便貯金の運用で運用した場合との金利差といいます。なあ、郵便貯金の運用につきましては、御承認を言わせていただこう。財投というものを持つてある郵政省の責任者の立場で言わせていただこう、こう思つておりますから、また御意見をいただきたいと思います。

この財投の役割も大事でございますが、また同時に郵便貯金あるいは簡保としては金融自由化に適切に対応するという使命、これも担つていています。そこで、簡保については積立金の全額を財投も含めて運用してこられたわけですし、郵便貯金あるいは簡保としては金融自由化対策資金として自主運用を開始されるようになつてきた、こういうふうに承知しております。

○陣内孝雄君 ありがとうございます。昭和六十二年度から郵便貯金の自主運用の制度ができたわけですが、平成五年度でございますが、〇・二二%ございました。この分だけ有利に運用でございますが、運用部に預託した場合と郵便貯金の運用で運用した場合との金利差といいます。なあ、郵便貯金の運用につきましては、御承認を言わせていただこう。財投というものを持つてある郵政省の責任者の立場で言わせていただこう、こう思つておりますから、また御意見をいただ

きたいと思います。

○陣内孝雄君 ありがとうございます。ぜひ御努力いただきたいと思います。

この財投の役割も大事でございますが、また同時に郵便貯金あるいは簡保としては金融自由化に適切に対応するという使命、これも担つていています。そこで、簡保については積立金の全額を財投も含めて運用してこられたわけですし、郵便貯金あるいは簡保としては金融自由化対策資金として自主運用を開始されるようになつてきた、こういうふうに承知しております。

○陣内孝雄君 ありがとうございます。昭和六十二年度から郵便貯金の自主運用の制度ができたわけですが、平成五年度でございますが、〇・二二%ございました。この分だけ有利に運用でございますが、運用部に預託した場合と郵便貯金の運用で運用した場合との金利差といいます。なあ、郵便貯金の運用につきましては、御承認を言わせていただこう。財投というものを持つてある郵政省の責任者の立場で言わせていただこう、こう思つておりますから、また御意見をいただ

きたいと思います。

○陣内孝雄君 ありがとうございます。昭和六十二年度から郵便貯金の自主運用の制度ができたわけですが、平成五年度でございますが、〇・二二%ございました。この分だけ有利に運用でございますが、運用部に預託した場合と郵便貯金の運用で運用した場合との金利差といいます。なあ、郵便貯金の運用につきましては、御承認を言わせていただこう。財投というものを持つてある郵政省の責任者の立場で言わせていただこう、こう思つておりますから、また御意見をいただ

始し、また現在実施しておられるのか、そのことについてお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(高木繁俊君) 外国債の運用につきましては、郵貯では昭和六十二年度から、簡保では昭和五十六年度から開始をいたしております。

現状ということで多少数字を申し上げておきたいたいと思いますが、これは平成七年二月末現在でございますが、郵貯におきましては約二兆七千億円の残高がございます。これは郵貯の自主運用三十兆円の約九・〇%を占めています。簡保につきましては外国債運用の残高は四兆二千億円、運用資産約八十一兆円ございますが、この五・二%という占率になつております。

先生おっしゃいますように、最近の為替変動の状況から、この外国債運用につきましてはなかなか成果を上げにくい状況になつているわけであります。もともと外国債運用と申しますのは、日本国内の金利とそれから外国の金利を比べました場合に外国の方が高いという金利差のあるメ

リット、もう一点は外国債に運用することによりますか、もともと外貨債の価格が上昇いたしましたが、もともと外貨債と申しますのは、日本国内の金利とそれから外貨債の価格が上昇いたしましたが、この二つを主としてねらって運用を始めたところがございます。

ただ、今申し上げましたような状況の中で、金利差とそれから為替、簡単に申しますと円高による為替の損といふものがなかなかバランスがとれないで申しますが、場合によつては損の方が大きくなるというような状況がございまして、そういう意味で、簡単に申しますと私ども現在慎重な運用スタンスで臨んでいます、こういう状況でございます。

○陣内孝雄君 今回の法案でもつて郵貯、簡保が

為替リスクヘッジの手法の導入を図るということは今おっしゃつたような点から私は大変大事なことだ、こういうふうに思うわけでございます。

これは当然のことですけれども、円安に向かうときにはリスクヘッジをしたんではうまみがなくなるというようなことだらうと思うわけでござりますが、そういうことを考えてお尋ねするわけでございます。

すけれども、先物外貨為替では、円高となつたときは元安になつたとき、それなどのよう

に為替リスクがヘッジされるのか、そのことを

ちょっと確認しておきたいと思います。

○政府委員(高木繁俊君) 円高になりましたときには先物外貨為替の運用によつてプラスになるわけあります。しかし、現物として持つております外貨債が評価上損が立ちますので、これを為替の益によつてカバーをする、これが円高のときのヘッジでございます。

反対に、為替予約をした後に円安になつたらどうなるのかということをございますが、この場合には為替の運用によつて損失が生じますけれども、保有しております外貨債の価格が上昇いたしましたが、これは損失カバーということになります。

いわゆる得べかりし利益を失うことになりますので、これは損失カバーといふことになります。いわゆる得べかりし利益を失うことになりますので、これは損失カバーといふことになります。

○陣内孝雄君 先物為替予約は一般的には外貨

替公認銀行と直接に取引を行つておるようになりますので、これで損失は出ない、こういう関係になります。

○陣内孝雄君 先物為替予約は一般的には外貨

替公認銀行と直接に取引を行つておるようになりますので、これで損失は出ない、こういう関係になります。

○政府委員(高木繁俊君) 郵貯、簡保は御承知の

ようだ大変大きな資金でございます。したがつて、郵貯、簡保が自分の名義で先物外貨為替の予約を

直接行いますと、外為市場に直接郵貯、簡保とい

うものの名前が出てまいりまして、国の機関であ

るということもありますし、資金量が大きいといふ

ともあるわけで、非常に市場に影響を与えるので

はないか、こういう懸念があつたわけでございま

す。そういう懸念のために実は為替予約の仕組み

をなかなか実現できなかつたわけでございま

す。今回これを、直接外為銀行と取引するのではなく、証券会社に委託をするというワンクッシュン

を入れるということによって市場に直接郵貯、簡

保の名前が出ないようになります、こういう仕組みを一つ取り込んだわけでございます。

なぜ証券会社なのかということあります。

郵貯、簡保の場合には現在持つております外貨債

すべて証券会社に保護預かりという形で預けてあ

ります。したがいまして、私どもがリスクヘッジ

のために行つて為替予約というのは、私どもが持つ

ております個々の保有外貨債券に個別に対応して

ヘッジを発注しよう、そのことによつて投機を防

止しよう、こういう思想をとつておりますので、よ

ういうことを行つたためにも現在の債券を寄託し

ております証券会社を経由するということが適當

である、こういう考え方でこのような仕組みをと

ることにしたところでございます。

○陣内孝雄君 それでは、次の質問に移りますが、郵便振替法の改正についてございます。

郵便振替口座を使って国税や電波利用料を口座

振替で納めることができますようになるということ

で、私は大変利用者の便利が向上するんじやない

かと思つて期待をしているわけでございます。

この口座振替によつて国税や電波利用料の収納を実

施するということは大変結構なことです、これ

を法律で改正しなければならないという理由はな

ぜなんでしょうか。

○政府委員(谷公士君) この口座振替によります

国税あるいは電波利用料の収納につきましては、これが口座からの各回の払い出しの原因となりま

す行為、それからその払い出し料金をだれが負担

するかというその負担者、この二つにつきまして

の規定が一般の払い出しの場合の特例となるとい

ければという思いを持つてゐることは事実でござ

います。ただ、現在のところは、この法体系の中

でこういう形での改正をお願いしてゐるわけでござ

いまして、先生の御指摘を具体化して、サービス

を自由に提供できるようにしますためにはいろ

いろ解決すべき問題があるわけでございます。

今後、先生方のお力添えをいただきながら、私

どもいたしましてもサービス改善の弾力化に向

けて努力をしてまいりたいと思いますので、よろ

しくお願い申し上げたいと思います。

○陣内孝雄君 現在どれくらいの国税や電波利用

料を郵便局の窓口で取り扱つておられるのか。ま

た、これを今後口座振替にどれくらい移行させて

いるのか、その見通しについてお聞かせいただ

きたいと思います。

○政府委員(谷公士君) 現在、国税の収納につき

ましては、平成五年度でございますが、五百七十

五万件郵便局の窓口で取り扱つております。この

うち、今回振替をお認めいただきました場合に、

その口座振替に移行すると予想される件数でござ

いますけれども、これは民間金融機関について

もう既に口座振替をやつしているわけでございます

ので、その利用状況から割合を推計いたしますと、

平年ベースで約百十萬件程度が移行するのではな

いか。平成七年度につきましては、途中からでござ

いますので約六十五万件程度と考えております

す。

それから電波利用料でございますけれども、平

成五年度で申し上げますと、収納は郵便局で約百

三十九万件となつております。このうち、口座振

替に移行する件数でございますが、これは民間に

おける実績もございません。同時実施でござ

ますけれども、制度の周知に努めまして、なるべ

く多くの方々に御利用いただけるようにしてまい

りたいと考えております。あえて推測で申し上げ

ますならば、半分程度は御利用いただけるのでは

ないかというように考えておるところでございま

○陣内孝雄君 さつきの鈴木先生のお話のようには、もっと大いに郵便局を利用してもらうように努力されたらいかがかなと思うわけでござります。

それで、郵便局としてもこの口座振替によって国税とか電波利用料を取り扱えるようになつていいことになるといろんなメリットがあるだろうと思います。その点はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(谷公士君) 口座振替につきましては、これを御利用いただきますと郵便局窓口での処理が省略できることになるわけでございます。

したがいまして、窓口事務の軽減化が図られますとともに、このデータを磁気テープ等に記録いたしまして入力処理するということによりまして大量処理が可能となりますことから、後方の国庫金取扱いも事務を行つております取りまとめ局の処理の省力化も図られるわけでございまして、全体として事務の軽減化が図られるということになるとお考えであります。

それから、窓口扱いの件数が減少することになりますので、窓口の混雑も緩和されるということをございまして、利用される方々をお待たせする時間も少なくなるということになりまして、窓口業務を円滑に運営することができるようになると考えております。

○陣内孝雄君 恐らくそれとの裏腹で利用者のメリットもあるかと思ひますが、念のためその点もお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(谷公士君) 現在、国税あるいは電波利用料を郵便局において納付されます方々は、その都度、平日時間を都合させましても郵便局まで出向いていただきますと、後は何回でも自動的申し込みをいただきますと、後は何回でも自動的に納付が行えることになりますので、納税者及び納付者にとって時間とお手数が大きく省略することができるというメリットがあると考えております。

ます。

○陣内孝雄君 郵便局は大変地域に溶け込んで、私たち一般の人々に親しまれておるわけでござりますが、今回、また新たに今おっしゃつたようなサービスも加わるということで、私は大変喜ばしいことだと思います。

今後、なお一層生活重視の視点に立つて御努力いただきたい、そのための商品等の開発にも取り組んでいただきたいと思うわけでございますが、

最後に大臣にその辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(大出俊君) 今の御指摘でございますけれども、こういう少子・高齢化と言われるような時代でもございますから、それに即応した新しい商品が必要であるというのはそれが考えても当然のことでございます。さつき鈴木さんの御質問にお答えしたように、余り先に出たくないという立場にありますけれども、七年度予算編成の過程におきまして、郵政省としてライフプラン貯金と

いうことで、これは仮称でございますけれどもライフプラン貯金、これを創設したいという要求を大蔵、予算官庁等々に出しまして、一生懸命これを成立させようと努力してきたわけです。

これはどういうことかといいますと、一定の年齢になつてやつてられた会社をおやめになると、この場合、退職金を手にされる。とにかくこの運用を間違うと、せつかく長年努力したのが妙なことになつてしまふ。そこからの生活設計が狂うといふことにもなる。だから、その時点を一つの起点にして退職金をこのぐらいの限度をひとつお預け願えないか。それを、こういうふうに利殖を図りながら長期にわたって返していくような形になります。

あるいは、今度はそのためあらかじめこういうふうに積み立てていくといふうな計画的なシステムづくりを含めた新しい商品という意味でございます。

ところが、これはさつきの鈴木先生の御質問と変わらないんですけれども、民間にそういうものがないというようなこともありますて、どうして

もこれは成り立たないというのがことしの状況でございまして、まことに残念なわけでござります。

けれども、さらにひとつ練りに練りまして、あきらめることなくこの種の新しい商品づくりに、こゝに出ておいて先にやるわけではないのですが、大蔵省に出しておいて先にやるわけではないのでございまして、民間がやつていいというのだったら一緒にやつてくれたつていいわけでありますから、今までの世相に合う形でやつていいこうといふわけですから、ぜひまたこれが生きるような努力をしたい、その他のいろいろそういう方向の努力をしたい、こういうふうに思つております。

○陣内孝雄君 「郵政」という雑誌の二月号を見ますと、三事業について職員の皆さんが極めて意欲的に積極的に取り組もうという姿勢がうかがえますから、ぜひともこれが生きるような努力をしたい、その他のいろいろそういう方向の努力をしたい、こういうふうに思つております。

○守住有信君 自民党的守護でござりますけれども、三法案について御質問なり、あるいはまた私の意見を申し添えさせていただきます。

三つの法案でそれぞれ内容、性格は違うんです、外債の方は共通でございますけれども。しかし、その背後にある事象というか考え方私は似てお

るなということを感じております。正直申し上げまして、この三法案、遅きに失したと、これがまず第一点でござります。

例えて言ひますと、振替の方からいきますと、これは郵便振替でござります。郵便サービスと貯金の口座振替等々がコンピューターオンラインと

一体になつたシステムだというふうに認識しております。

まず最初は御質問でござりますけれども、この郵貯オンライン、第一次、第二次といふうにやつてまいりましたけれども、郵貯オンラインのシステムの開発、実践、これが今まで長い歴史があつたと思います、第一次と第二次と。投資額でも相当なものだつたと思います。この辺のことにつ

の変化、拡大、それから投資額、まずここから御説明いただきたいと思います。

○政府委員(谷公士君) お答え申し上げます。

第一次、第二次オンラインの所要経費でござりますけれども、第一次、これは昭和五十三年から五十九年にかけて完成をしたわけでございます。それが、当時のお金で一千九百億円でございます。それから、第二次は昭和六十三年から平成三年までの間に完成しておりますけれども、約二千億円でございます。

それから、主なサービスでございますが、第一次によりますものといたしましては、郵便振替口座と通常郵便貯金を組み合わせました自動払込サービス、それから自動払い出し預入サービス、二つ目に電信現金払いによりまして払出金を加入者に対し即時に払い渡す加入者即時払いサービスなどを実施することができます。

また、二次によりますサービスといたしましては、電信振替サービスの改善といたしまして、A.T.Mによる電信振替サービスの実施、それから居宅における電信振替サービスの実施、三つ目にひとつび送金などの新総合通帳サービスの実施、四つ目に郵便振替自動受付機による電信振替サービスの実施などを実施したところでございます。

○守住有信君 昔のこととでござりますけれども、思い出しまして申し上げておきますと、実は郵政職員、あのころ三十万ぐらいございました。そして、アプローチでございました。

つまり、いろいろサービスがござりますけれども、いわゆる自動的な給与預入、この仕組みをやり出すときに、郵政の職員がみずからこれを活用しなければよそさんの職域に向かつてアプローチできないよと。そこで、全郵政は実はすぐ乗つたわ

けでござりますが、全運さんがごにやごにやといふことで、私次官でございまして、そこでいいアイデアを私が出しました。組合費の納入でござります。当局側が、管理者が給与から組合費を給与支払いの前に引いておきますと、これは絶対いけないわけです。そういう内閣のルールでございまして、全運の組合を次官室へ呼び

まして、おいおいと。まず給与預入をする、そして自動振替で組合費をちゃんと届けて押さえておけば一遍に全通本部、地本、地区支部と自動的に振替ができるわけです。これを申しまして、うんといふわけで、それでみんな、まず全職員が給与預人の仕組みの中に参加する、まず隗より始めよでございますな。それから外へ向かってアプローチする、こういふうな発想であったわけでござります。

それは十何年も前のことでございまして、今ようやく国税が、大蔵が法律改正までしてもやります。

これは決して貯蓄じやございません。民間銀行と貯蓄で競争する世界じやございません。まさしく国民へのサービス、まず我が方の内部のコン

ピューターを活用した自動的なシステム、コストダウン、これもありますけれども、一番大事なのは國民の納税者、国税納税者に対するサービスである。これが一つでございます。

まだございまして、一番私が重視しておりますのは、自治省をお見えになつておられますけれども、お呼びしましたのですけれども、地方自治体、

自治体こそ住民サービス。ところがこれが銀行だけだ。調査いたしましたよ、これは貯金局で。全國三千三百の市町村、自治体の公金サービスは十

何種類もござりますな。地方税だけではございません。地方税もある。市町村も全部、貯

金局にやかましく言いまして、これは初めてだろ

うと思う。北海道から始まりまして、丸をつけておるのはやつておるところ、やつておる団体とやつておるサービスでござります。もう空白が山

のようにある。証拠資料でございます。貯金局、後でお渡ししろ、自治省さんにも。自治省を通じて各県、その県内の市町村に真実を知らざにやだめだ。これは特定局長とかセールスマントか、普通局長は行つておりますよ、自治体へ個別には。

お願いしますと、随分昔から。ところが、申し上げますと、その決定権を握つておるのはこの前申しましたように収入役でございます。県は出納長

でござります。

それで、この前もちよつとお話ししましたが、私が決算委員会の委員長以下と、社会党の委員長

ですけれども、青森ですから、御一緒に青森に行きました。それで浅虫温泉に泊りました。それ

が立つておったんです。みちのく銀行、それから

収入役協議会様御席と。私はこういう性分でござ

いますから、ちょっと一段上がって、それで障子

をがらっとあけました。わあっとおせんがこう並

で長い間座着しておるのではないか。

もう一つあります、私の足元ですか。熊本県、

これは全国がゼロでござります。振替サービスを

利用しているところはみんな銀行だ。御承知です

か。あえて申し上げる。回答は要りません、後で

これをチェックなされば、全県が振替サービスの

利用ゼロなんだ。

それで、もっと申し上げたいのは、例えば一つ

の例、みんな熊本市内の話ですけれども、こうい

うのが全戸に私の受け箱に入つておつたんです。

「熊本市交通災害共済 平成七年度 一人年額五

百円」、こういふうに書いてある。「市内の金融機関（銀行、金庫、組合）」、その下に米印つけて赤字で「郵便局ではあつかいません」。これはあらゆる地域で、郵政局長だつて郵便局長だつて貯金部長だつて郵政局員だつて郵便局員だつて、我が家に入つておつたんですから、全世界に。こういうのはアンフェアです、これは。アンフェアといふ問題ですよ。銀行だけにして、振替サービスを。何遍もお願いに行つておるんですよ。これも一つでございます。これは市の災害共済の方でござります。

自治団体全体をチェックしてみたら県は一つも

ない。一つのサービスもない。ついに思い余りま

ざいます。

自治団体全体をチェックしてみたら県は一つも

ない。一つのサービスもない。ついに思い余りま

ざいます。

して、熊本県庁の木村出納長と申しますけれども、個人的なあれを出しますよ、十回ぐらい私は行っておる。そして、郵政局長も行つてこいと言つて、けれども、住民サービスなんです。國民や県民や

市町村民へのサービスの手段ですよ。私はそと

ういうことを言つたんです。お話ししておきます

でございましょうか。選択するのは住民なんですよ。私はこの前も申し上げたように、選択の自由、我が國の自由主義社会の根底は國民、住民の

最後でございましょうと。これは一つの差別です

よ。九州の出納長の連絡協議会みたいなものがある、連絡会議、打ち合わせ会、九州全体の出納長の。そこで、十円の手数料、あれがただになるまでも、どうおとらえになりますか。ちょっとした福島知事にも、福島知事のおやじは東京通信局長だった。どう思うかねと。それでやり出したら、最後でございましょうと。これは一つの差別です

よ。アンフェアだ。私の正義感が許さぬ。それで、アーネスト・アーヴィング・フーリー銀行の会長に行っておつたですよ。一杯飲まなかった。どう思うかねと。それでやり出したら、これのせいじゃないと思いませんけれども、三月十五日に出納長は交代。前の副知事なんかファミリー銀行の会長に行っておつたですよ。一杯飲まなかった。どう思うかねと。それでやり出したら、これのせいじゃないと思いませんけれども、三月十五日に出納長は交代。前の副知事なんかファミリー銀行の会長に行っておつたですよ。一杯飲まなかった。どう思うかねと。それでやり出したら、これのせいじゃないと思いませんけれども、三月十五日に出納長は交代。前の副知事なんかファミリー銀行の会長に行っておつたですよ。一杯飲まなかった。どう思うかねと。それでやり出したら、

それで、一生懸命勉強しました。地方自治法施行令第百六十八条、指定金融機関等、第五項に「郵便振替法第五十八条に規定する公金に関する郵便振替の方法により、当該普通地方公共団体の長が指定する郵便官署に取り扱わせることができる」、根拠がちゃんと入つております。ところが、その第九項に「普通地方公共団体の長は、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納代理郵便官署を指定し、又はその取消しをしようとするときは、あらかじめ、指定金融機関の意見を聽かなければならぬ」。この指定金融機関とはメーンバンクでございますな、その公共団体の。意見を聞かなければならぬ。

ただ、現実に長が指定してこの収納事務を行つたが、ただいまも議員から少しお話がございました。行政局の方からこれは参考までに聞くだけだと。こういう意見でござりますけれども、それが結果として末端の県、市町村まで本当に

事前に私の部屋にお呼びしていろいろお尋ねし

ました。行政局の方からこれは参考までに聞くだけだと。この指定金融機関が全国出納長会あるいは全国市町村民へのサービスの手段ですよ。私はそと

ういうのが果たして末端の県、市町村まで本当に

その期間が他の場合に比してややかかるとか、それから収納取扱金が一般の金融機関に比べて高い

こと、これ何とかならないのか、こうい

う要望も出でております。その辺のところ、郵政

イドと収入役、出納長サイドともう少し意思の疎通といいますか、互いの理解を深めることが一つ大切なことがあります。

それから、地自法施行令の百六十八条の九項では、確かに普通地方公共団体の長が指定代理金融機関とか収納代理金融機関とかある時は収納代理郵便官署、これを指定するようなときにはあらかじめ指定金融機関の意見を聞かなければならぬ、こういう定めがございます。ただ、これは指定金融機関制度の一つのシステムに発するような規定なのでございます。

簡単に申しまして、指定金融機関を指定して地

方公団体の公金の収納、支払いの業務をやっていただくということなんですけれども、現実に公金が住民等から収納される場としては指定金融機関の本店、支店のほかに指定代理金融機関だとか

収納代理金融機関、それから郵便官署といろいろあるわけですから、そこに入ったお金というものは最終的にはできるだけ速やかに指定金融機

関の口座に集中されるような形になります。そして、そこでもって日計表なり月計表なりというものをつくるて当局に報告する、こういう公金の管理を総括的に指定金融機関で行うようなシステムになつております。

さらに申しますと、指定金融機関あるいはその他の郵便官署の指定も同じですけれども、この指定というものをしたから直ちに金融機関等が公共団体に対して義務を生ずるわけじゃなくて、それはやはり契約によつて裏づけられなくちゃならない。その契約といふのは、指定金融機関が指定

代理金融機関その他の分も含めて代表してその地方公団体と契約を結ぶ、あるいは法令等の違背、契約違反等のことがあつて何か損害賠償の責任みたいなことが生ずる、このときも指定代理金融機関とか収納代理金融機関とか、もちろんの分も含めて指定金融機関が地方公共団体に対し責任を負う、いわゆる指定金融機関が総括的な立場に立つて責任を持つという体制をとつております。

この関係上、やはり指定金融機関の意見を聞かなくてはならない、そういうことなのでございます。

ただ、指定金融機関の気ままでもつてのことではないでいいというものではこれはもちろんございませんので、そのところはきちんと地方政府においても厳正、公正に対処していくたまございます。

それからもう一つ、國稅の方を今度法律改正までして踏み切ったわけでございましょう。こうい

う点が一つ大きくなるんですよ、國として政府と

して、しかも大藏省、國稅。それで今度は地方税

はどうだろうか、こういう発想になります。と

ころが、地方税はやつてあるところやらぬところ、

ばらばらであります。

それから、十円のお話、これを私は申し上げた

い。だから財政局も横にお座りをいただいておる。

自治省は一体だと思っております。

今の時点でいつても、二人の先生方から地方公

共団体に対する公金の提供としての役割とか数字もいろいろお出ました。現在でも金利の自由化とか、まず金利から金融の自由化ですけれども言われながらも、この世界は銀行等繰故資金、それ

と簡保資金との金利差は、銀行等繰故資金は平成五年度で見ましても平均して四・三%、簡保資金は四・二%、金利差〇・一%ございます。

じゃ、仮に簡保資金を借りないで、郵便貯金は

資金運用部と一緒にですから、わかりにくいから、直接的に貸し付けておる簡保資金から見ますと、簡保資金にかえて民間資金で調達した場合、地方

が七年。それが今長くて十年だ。財投の方は、これは資金運用部、簡保は、二十年、三十年でござりますよ。長期安定資金。平均して二十五年です。

よ。一年間限りのことではございません。

一年間

で今申し上げましたように約百二十三億円、これだけの財政効果というか、自治体にとっては効果

がある。

ところが、いや銀行が銀行がと言う。自治団体

です。

に貯金をしてくれと言つてゐるんじやないんだがね。自治団体もやつてゐるところもあればやらないといいと、今おつしやつたような理屈を言つてこられるもある。

それからもう一つ、ついでに、建設省の場合には住宅局をお呼びし

ておるわけであります。今、住宅資金で陣内さん

からいかに住宅政策の中で貯金、保険の資金が効

用を持っておるかということがございました。

それからもう一つ、ついでに、建設省の場合は住宅局をお呼びし

ておるわけであります。今、住宅資金で陣内さん

からいかに住宅政策の中で貯金、保険の資金が効

用を持っておるかということがございました。

そこで、住宅局の方、二つあると思うんだ。

それから、十円の問題は、今度は銀行だつて

れるというのはどうもわからぬ。それは何か間に人間が入るからなのか、郵政側もそこもよく勉強してくださいよ、今おつしやつた点。

それから、十円の問題は、今度は銀行だつて

だけれども、目先の一回あれだと、例えばこうい

う計算がある。じゃ、この百一十三億円で、公共

料金一件あたり一回十円でしよう。四半期ごと

して年間四回の収納回数にしたら三億一千万世帯

の料金を貰えるわけですよ、現実には。

日本全国

四千三百万世帯だと承知をいたしておりますけれども、これが半分半分としても一千百五十五万世帯。

全部郵便貯金というのはあり得ない。今まで銀行

だけやりましたな、銀行のオンラインだけだつたんだから。せいぜい一割としてどれだけだ、この金利差の問題と対比して。というようなことを、

どうだろうと。

コストはいただかないかぬ、独立採算ですから。

自治省のように税金で、地方税でやつておるところじやないでしょ。全部、特別会計職員ですか

ら、外務員の一人一人に至るまで。だからコスト

はいただかにやいかぬ。銀行の戦略的な手法が

あつてこういうふうに手数料をただにしたりしながら、いろんなことでいろんな戦略をやつてござるわけだけれども、もつと行政マンとして、国家

が左右されたいといふものではこれはもちろんございませんので、そのところはきちんと地方政府が本当に認識しておるかどうか。そこで、前も

公團体においても厳正、公正に対処していくたまございます。

あるいは政府関係機関としてどうだろうか。同じ政府系の金融機関あるいは政府関係機関としてどうだろうか。また、自治団体と同じよう

うな仕組みなのかなどうか。同じ政府系の金融機関あるいは政府関係機関としてどうだろうか。また、自治団体の受けでおる経済効果、公共資金、長期

安定、低利、これとこの手数料十円の問題と一体どうだろうと。

コストはいただかないかぬ、独立採算ですから。一方、郵便局につきましては取扱手数料は有料ということとございまして、現在、郵便局は取扱機関とはなつていよいように公團から報告を受けております。

郵便局を取り扱う金融機関とすることにつきましてはいただかにやいかぬ。銀行の戦略的な手法が

は居住者の利便性ということも確かに御指摘のとおりあるわけでござりますけれども、公団が独立採算の事業主体であるということから、取り扱いに伴う手数料等の費用負担の問題等を含めていろいろとこれから検討する必要があるというふうに考へておるところでございます。

なお、住宅金融公庫につきましては、実は通告がなくて担当課長が来ておりませんので、また後ほど御報告させていただきたいと存じます。

○守住有信君 それじゃ、住宅金融公庫についてはお隣のセクションでようからお尋ねいただくし、貯金の方も伺いに聞いてあれしておいてください。

それで、住宅整備公団はいつも十円論が出るんだな、ただだと。じゃ、その十円を住宅整備公団として試算されたことはありますか。

○説明員(小平申二君) 御指摘のとおり、一件当たり十円というふうに大変少ない額といふうにお考えになるかと思ひますけれども、公団の場合取扱件数が大変多いわけでございまして、仮に手数料を支払うということになりますと、郵便局に払うということになれば、逆に銀行等に対して手数料を払わざるを得ないといふうに思ひます。

仮にそういう事態になつたとしますと、全体で年間約一億円程度の負担ということになるわけでございまして、公団の厳しい経費節減努力の中では相当の負担増になるという実態もあるということを御理解いただければと思います。

○守住有信君 いかがですか、郵政大臣、私らと一緒にお聞きいただいておつて、その十円、一方では低利、長期が当たり前のようになつてしまつておる。あのとき申し上げましたね。田中の角さんはとめようとしたと。

私も運用課の補佐のとき、政府関係機関にちょいとあずかりまして、私も役人ですから法律違反はできない、やらない、三月三十一日まで貸せばいいんですから、運用計画は。翌年の早目に借り

にこられるわけですよ。特に秋口から予算編成というので予算と直接のところは追われますよね。夏ごろからお借りに来られます。

私はテストする意味で、幾つかどこの政府機関とか、机の横にこう置いておいた。私の体験ですよ。そうすると、最初は何か係長クラスが来よつた。今まで当たり前みたいになつておった。部長が来ますよ。その次は理事が来る。私は総裁めぐりました、あのころ。そういう自分自身もう二十年前以上前、運用再開十周年のころでございます。

もう一つ申し上げておきますと、運用再開十周年で、戦前は預金部、簡易保険、直接だった。戦争中に統合されました、戦時政策で。それで、戦後になつた。ところが、占領時代、ドッジ・プランでびやあつとまた抑さえられました。本当は大事なのは昭和二十年八月十五日じゃなくて、昭和二十七年の四月二十八日、サンフランシスコ講和条約発効の日。私どもは全通とか社会党の皆さんとも一緒になつて運用再開運動をやつた。独立したから、昭和二十八年運用再開。それも地方公共団体からまず始める。地方還元だと、地方資金の融資、長期、低利融資、ここから簡易保険の加入者もそうだと、全国的な。それで、地方公共団体貸し付けから始め出した。運用再開。

それで、十周年たちましたところが、あのころ市道、この資金は簡保資金によつて云々。実はそこのことも、それ以前に厚生省が、国民年金、厚生年金、これは厚生年金加入の企業の従業員宿舍とか、あるいはスポーツ施設とか地方転貸債をやつておりました、市町村転貸を。それを見にいつたら、ちゃんと工事中から、この施設は厚生年金還元融資による何々会社の従業員宿舎です、こう出でおつた。

そこで私は、運用再開十周年を期して、まず市町村から始めようと。各融資施設に看板を立てる、いいんですから、運用計画は。翌年の早目に借り

にこられるわけですよ。特に秋口から予算編成と夏ごろからお借りに来られます。

私はテストする意味で、幾つかどこの政府機関とか、机の横にこう置いておいた。私の体験ですよ。そうすると、最初は何か係長クラスが来よつた。今まで当たり前みたいになつておつた。部長が来ますよ。その次は理事が来る。私は総裁めぐりました、あのころ。そういう自分自身もう二十年前以上前、運用再開十周年のころでございます。

もう一つ申し上げておきますと、運用再開十周年で、戦前は預金部、簡易保険、直接だった。戦争中に統合されました、戦時政策で。それで、戦後になつた。ところが、占領時代、ドッジ・プランでびやあつとまた抑さえられました。本当は大事なのは昭和二十年八月十五日じゃなくて、昭和二十七年の四月二十八日、サンフランシスコ講和条約発効の日。私どもは全通とか社会党の皆さんとも一緒になつて運用再開運動をやつた。独立したから、昭和二十八年運用再開。それも地方公共団体からまず始める。地方還元だと、地方資金の融資、長期、低利融資、ここから簡易保険の加入者もそうだと、全国的な。それで、地方公共団体貸し付けから始め出した。運用再開。

それで、十周年たちましたところが、あのころ市道、この資金は簡保資金によつて云々。実はそこのことも、それ以前に厚生省が、国民年金、厚生年金、これは厚生年金加入の企業の従業員宿舎とか、あるいはスポーツ施設とか地方転貸債をやつしておりました、市町村転貸を。それを見にいつたら、ちゃんと工事中から、この施設は厚生年金還元融資による何々会社の従業員宿舎です、こう出でおつた。

そこで私は、運用再開十周年を期して、まず市町村から始めようと。各融資施設に看板を立てる、いいんですから、運用計画は。翌年の早目に借り

にこられるわけですよ。特に秋口から予算編成と夏ごろからお借りに来られます。

私はテストする意味で、幾つかどこの政府機関とか、机の横にこう置いておいた。私の体験ですよ。そうすると、最初は何か係長クラスが来よつた。今まで当たり前みたいになつておつた。部長が来ますよ。その次は理事が来る。私は総裁めぐりました、あのころ。そういう自分自身もう二十年前以上前、運用再開十周年のころでございます。

もう一つ申し上げておきますと、運用再開十周年で、戦前は預金部、簡易保険、直接だった。戦争中に統合されました、戦時政策で。それで、戦後になつた。ところが、占領時代、ドッジ・プランでびやあつとまた抑さえられました。本当は大事なのは昭和二十年八月十五日じゃなくて、昭和二十七年の四月二十八日、サンフランシスコ講和条約発効の日。私どもは全通とか社会党の皆さんとも一緒になつて運用再開運動をやつた。独立したから、昭和二十八年運用再開。それも地方公共団体からまず始める。地方還元だと、地方資金の融資、長期、低利融資、ここから簡易保険の加入者もそうだと、全国的な。それで、地方公共団体貸し付けから始め出した。運用再開。

それで、十周年たちましたところが、あのころ市道、この資金は簡保資金によつて云々。実はそこのことも、それ以前に厚生省が、国民年金、厚生年金、これは厚生年金加入の企業の従業員宿舎とか、あるいはスポーツ施設とか地方転貸債をやつしておりました、市町村転貸を。それを見にいつたら、ちゃんと工事中から、この施設は厚生年金還元融資による何々会社の従業員宿舎です、こう出でおつた。

そこで私は、運用再開十周年を期して、まず市町村から始めようと。各融資施設に看板を立てる、いいんですから、運用計画は。翌年の早目に借り

す。どこだって何県でも全部出でる。ところが、この中見まして、県がゼロだということが初めて発見できました。県の住民へのサービスというは何種類も、十何種類もある。これは十円取る。十円がなしになつたら、これはよく両方とも、大臣同士、局長同士、課長クラス同士、これ非常に大事だと思うんですよ。

そういう郵政省の姿勢ということでいろいろ申し上げたいことがござりますけれども、これで一応ちよつと区切つて、郵政大臣お出かけでございましょうから、どういうふうに具体的に、具体的でなきやダメですよ、観念論じやダメだ、同じことだ、何年たつたって、と申し上げて、御意見あるいは所感をお伺いいたします。

○國務大臣(大出俊君) 今、運用権奪還問題といふのは、守住さんより私の方が先輩でして、ちょうど昭和二十八年、私が日本官公序労働組合協議会事務局長のときです。池田大蔵大臣で、宮澤喜一さんと大平正芳さんが秘書官やつて、いるときです。四谷の大蔵省の入り口の大蔵室のこつちに大平氏でこつちが宮澤さんで、これ仲よくないんだ二人、秘書官。という時代ですよ。私が年じゅう大蔵大臣室へ通つて、いる時代。

稻増さんにこの間会いましたよ、保険局長。彼との謀議を、謀議ということはないかな、この際とにかく保険の運用権は奪還である。奪い返すということです。本来あつたものを持つていかれただから奪還だと、そんなものは、というんで、旗を立てようとして、四谷の大蔵省のペランダへ座り込もうじゃないかという話をし、それから始まつた奪還闘争ですよ。どうとう暮れして、二十八年のときですよ。だから私も、それから本当にしばらくぶりで稻増さんに会つて、昔話をこの間したんだけれども、そういう事情にあるんですよ。だから、本当にこのくらいのことをやらないんだつたら金貸すなどいうのは本音ですよ、正直言つて。今まで五割だから、そんなばかな話があるかということです、これ。だから、さつきも陣内さんのお話で、財投の中

身の細かい御説明をちよつとしましたけれども、当時非常にうれしかつたのは、大阪のある市で、ち早く、簡保のお金を借りりするんだから、公園のベンチ、座るその台から始まつて、これは簡保資金を御投入いただきましたというのを全部表示するという市が出てきました。当時行つてみたんですよ。そういういきさつまであるわけですから、本気でやらなきやいかぬと思つて、いるんです。今この県なんというのには。

ただ、あなたがこの間、野中さんに一生懸命おやりになつて、いるのを、隣にいたんだけれども、非常に彼はこちら側に気を持つて、いる方なんですよ、通信部会長もおやりになつて、いましたから。当然だと思つて、いたんです。ただ、なかなか、現場に行きますと、さつきのお話、守住さんの御出身の熊本じやないけれども、それでもそんなんだから。

そういう事情がいろいろございますが、さらにはひとつ気合いを入れて、これはみんなで五割をもつとふやしていくように、今振替の法律をお願いしている時期でございますから、この際、ひとりつより一層一生懸命みんなでやろうということにさせていただこう、こう思つています。

○守住有信君 運用再開、稻増さんその他、池田

勇人、日本経済再建、そういうことでございまして、占領政策をやめて新しい経済政策の徹底、所得倍増論、それを担つて、いたのも、昔は預金、資金運用部、それと簡保、これが日本経済再建の一番の担い手の下支えだと。そして現在も社会資本、公共投資、こういうことであります。しかも、その中でやっぱり一番大事なのは地方公共団体だと思います。これら身近な社会資本の充実、教育も福祉ももう一つ、大臣のお話で、ちょうど私は運用再開十周年の前後五年半、課長補佐をいたしました。

そこで、再開十年、ちょうど日本独立十年、運用

再開十年、二つのことがあります。それでいろんな仕掛けをいたしまして、金貸しておつたところを全部集めまして、例えて申しましようか、国鉄の電車の中づり、當団地下鉄へも金貸していますよ。おまえの方が再開のチラシ、広告料なし、ただ。おまえの方が払えばいいじゃないか、こんなやり方で東京都内もやりました。

最大が実は北海道だつたんです。北海道郵政局が、北海道も再開の火のついた地域でございますからね。それで、道厅にアドバルーンが上がつた。そこに祝簡易保険資金運用再開十年。ところが道厅の議員がこれを見て、何だと。神聖な

国会にアドバルーンを上げると同じで、何事だ

と。そこですぐ電話がかかってきました。直接行つて、議長、事務局長に会つて、こういう趣旨の話

をして行きました。そうしたら、道議会では何と

言つたと思いますか。驚きました、我々は大蔵省

から借りておるとばかり思うとつた、ほう、そ

うかね、郵便局、簡易保険からかね。これは事実

でござりますよ。それほど議員の皆さん方も、自

治団体の長も、これははつきり言つて、今ちょつ

とおられませんけれども、林田さん、京都の府知

事、これも御承知ないんです。出納長のところで

とまつておつたんです。(今、いないから言つう

だ)と呼ぶ者あり)いや、おつたつていいんだ、

おれは平氣だよ。そういうことですよ。議員もそ

うだし首長も。

そつすると、たまにはいたずらじやないけれど

も、ちよつとどういう影響が、収入役、出納長の

ところまでまず出るわけですから、金繰りやつてお

るのはあそこですから、そういうやつぱりやり方、

ジャブも入れてみにや。おれみたいに国会でほえ

るだけじゃしようがないなど。何かやつぱり実践

的なやつを、どこかでそれ何か穴を開ける、

先生方も我が足元で。こつちは佐賀県でやるとか、

県知事もみんな一緒になつて頑張る。熊本県はお

のところだ、熊本県知事に話したんだ。

これは長い間の私の思いなんです。運用再開十

周年。ところが、この間四十周年やつたけれども、内輪だけの会だ。あのときは外、金貸しておる先、これは文部省だつて何だつてみんなやれ、建設省

も、そういう仕掛けがあつたわけです。そして、

そういう資料は運用課の倉庫の中に残つております。やつぱり一遍歴史を戻つて、それぞれの先輩がどういうふうな企画力を持つて、それから連合して、連携して、やつぱりいつまであるわけですから、それで計

算して、一割ならどう、五割ならどう、五割以上になるはずがないんだ。長い間銀行振替できたわ

けですかね。それを論証的に、収入役や出納長、自治省の方もそれはどんどんかわつておられま

す。ただ、やつぱりみずから世界がそういう過

程で、実践力を持ち、それから連合して、連携して、やつぱりいつまであること。

会計課長、いろいろおりりますよ、自治団体の実務の。そこから始めさせていただきたいということ。別のテーマもございますので、特に振替という事は単なる私は振替とらえてるんじゃないのです。国民党、住民、選択の自由ですよ。この選択の自由を保障する。どちらもいいんですよ、法

人とか会社員とか。銀行で結構ですよ、そんなも

の。どっちでもいいんだ。選択の自由を住民に保

障する、私はこれが自治省の基本哲学じゃないの

こと。内務省でない自治省、地方自治、地方分権といいます。

いうのはそれが原点ではないのか。ちよつと理念的観念論かもしませんが、申し上げた次第でございました。他のヘッジの問題をもうちょっと、どうも専門的に過ぎて私はこれ余りよくわからぬものですから、御説明いただきたいと思うんです。

ただ、私のイメージは、外国債をやり出しておおよそ二、三年か四、五年後にはこういうヘッジ対策を立法化すべきであつたと。外国債をやり出してからすぐブレトンウッズ体制でしょう。最近の円高じやざいませんよ。もっと構造的なもの

がある。ここからもそういう発想も出ないし、あれは隠れておる、だからデイスクローワーといふ話まで出るわけですね。ちょっと一人だけしゃべっておりますけれども。

それから、もう一つ、厚生省がやっぱり自主運用をやつておりますな、特別勘定を設けて。ちょっと厚生省も呼びました。そうしたら運用の仕組みがどうもちよいと違うようなんだな。あれは委託が証券ではなくて信託銀行と保生なんですね。本当の自主的にみずからというのはほんの数%でした、外国債ね。だから、なぜそこが、厚生年金、国民年金も自主運用といって郵便貯金と同じように始めながら、なぜその出だしのところで違ったか。したがって、厚生省の法律を見ましても外債のヘッジの制度はないんですね。だから、そこのあたりもちよいと素人わからがするように御説明をいただきたいと思うわけでございます。

○政府委員(高木篤俊君) 第一点のリスクヘッジがなぜ今まで実現しなかつたかという点であります。これは、郵貯、簡保というの御承知のように大変大きな資金でございます。したがって、こういう大きな資金がリスクヘッジ手法で市場で動かしますと、一つは市場に非常に大きな影響を与える可能性がある、それからもう一つは仕組みをよく考えないと投機的な取引が行われる可能性がある、こういうことで關係省庁との調整がつかなかつたというのが歴史的な経過でございます。

しかし、今回は、御承知のような内容で今法案を御審議いただいているわけであります、この内容でいきますと今のような懸念は解消される、こういう状況でございます。

第二点目の厚生省の関係でございますが、率直に申しまして厚生省の内容は余りよくわかりません。ただ、私どもが承知している範囲で申し上げますと、年福事業団の運用原資のうちで、いわゆる自家運用をやつているというのが七・七%、いわゆる委託運用が残りの九二・三%、こういう状況になつてゐるわけであります。

委託の方は、おっしゃいましたように信託なり生保に委託している、こういうことがあります。その辺がなぜそのように違うのかという点、非常に勝手なことを申し上げさせていただきますと、先ほど詳しく経緯をお話しいただきました運用権遷の歴史から考えましても、やはり郵政省が運用するとき、これは戦前から郵政大臣が直接管理運営していたわけでありますので、奪還した後もやはり直接管理運営をする、こういう仕組みがやはり大前提としてあったのではないか、こんな感じがしております。真偽のほどはどうもはつきりいたしませんが、そんなことではないのかなという推察をいたして次第でございます。

○守住有信君 確かに、厚生省の自主運用事業委託形態別内訳、平成五年度ですが、運用資金量は十九兆四千六百億だが、信託、生保がそれぞれ五八%、三四・五%，自家運用が七・五%ないし七・七%、そして外国債はその中で一%ぐらい。だから、そここのところにも何か慎重さというのが、よくわからぬけれども、為替相場と連動しておりますからね。単に金利だけ見れば、それは外国の金利は一二%とか一三%です。八%、日本は世界で以前から最低の低金利だな。それで高度成長をやつてきたんだけれども、そこらあたりの、やっぱり國同士ですから、厚生省 国民年金、厚生年金、あれは基礎年金とか上乗せ年金があるが、やっぱり年金・保険、向こうは強制、こつちは任意なんだ。そこには、同じ民間金融経由の運用ですから、今後ともやつぱりここで十分な情報交換、意見交換が非常に大事じゃないか。同じ広い意味で見えております。

今後、証券会社じやなくてシンクタンクですよ。お互いのいろんな特徴、情報考え方、これを考えておく必要があるなどいうことが一つ。民間金融ですから、これを考えておく必要がある。お互いのいろんな特徴、情報考え方、これを交流させておく必要があるなどいうことが一つ。

○委員長(山田健一君) ただいまから通信委員会を開いたします。

午後一時二分開会

午前十一時五十五分休憩

貯金と保険がタイアップする。これは前から申し上げておる。貯金は貯金、保険は保険じゃダメなわけです。そこで、口では三事業一体と言つたってね。やつと近ごろ、地方公共団体を簡易保険で郵政局が呼びましたときに、貯金のこの振替の問題等でチラシを配つたり、あるいは振替の口座の丸印、これを配つたり、やつと始まつたよだな、熊本できり言つて法務部が多いんだから、私は経済学部ですけれども、それでも民間の世界はわからぬですよ。

それで、民間で思い出しました、振替です。私の友達で富士銀行とか三菱銀行とかおります。その銀行は自分の納入の業者は絶対その銀行の振替口座ですよ。ないときはつくらせますよ。じゃ郵政はどうだ、資材部あたりはどうだと。いっぱい納入しておるでしょう、建築も。そこらあたりは一体どうなのか。

こういう点までやつぱりみずから脚下照顧をしてこれをやる。銀行なんかみんなそうですよ。よその銀行口座を持つておつたらおれの銀行でなきやだめ。それで、振替口座から入つていつて貯蓄の方へ、ストックの方へ戻りでいるんですよ。銀行はそういうことです。皆さん方も友人とかいっぱい銀行の人もおるだろう。何も銀行局でなくして、せつかくの通信委員会の審議ですから、私は国会の権威というものを考えて御論議いただいているわけです。

そのことも思いをいたして、具体的なことで一つ一つぶしていく、地方に指揮命令する、組んでやる指揮命令をよろしくお願い申し上げまして、政務次官もおいででござりますけれども、これで終わらせていただきます。

○委員長(山田健一君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

質疑のある方は順次御発言願います。

○三重野栄子君 三重野でございます。

まず、貯金と簡保の問題について質問をいたします。

郵便貯金法並びに簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正するに当たりまして、次の三点について貯金局長と簡易保険局長にそれぞれ御答弁をいただきたいと思います。一つずつ聞きますと時間がかかりますから、お答えいただきたくことを続けて一点、二点、三点と申し上げまして、そして貯金局長、簡保局長というふうにお願いしたいと思います。

まず第一は、それぞれの法律の法改正の意義と必要性につきましてお願いをいたします。

それから、一番目の問題ですが、運用には果実とリスクは表裏一体の問題ですが、取り扱いは慎重の上にも慎重な施策が必要と考えております。十分な対応はされていると思いますけれども、この点につきましては、簡保については午前中御答弁ございましたから、貯金局長の方にお願いいたします。

第三点は、運用する原資は貯金も簡保年金もわざ国民のものでありますから、その果実は地域への貢献あるいは還元が図られているのも現状でありますけれども、今回の法改正によりまして、今後新たに地域サービスにどのような計画を見込まれているのか、その二点についてそれぞれお答えをお願いしたいと思います。

○政府委員(高木繁俊君) 第一点につきましては、貯金法それから運用法、内容一緒にございまして、二人分合わせてお答えさせていただきました。改訂の意義と必要性という御質問でございましたが、郵貯、簡保今まで外貨債運用をやつてしまひまして、最近の円高進行の影響を受けたために、平成五年度末の為替レートで評価した円換算差額、これは郵貯、簡保合計で約一兆三千七百億円という大変大きな数字になつてきています。

今回の先物外貨債運用は、外貨債運用とい

うものが本来的に抱えている為替変動リスクを軽減しようということで導入するものでございまして、今後の外貨債運用において円高が進行した場合に発生する為替差損を軽減できるという効果を挙げますと時間がかかりますから、お答えいただきたくことを続けて一点、二点、三点と申し上げまして、そして貯金局長、簡保局長というふうにお願いしたいと思います。

まず第一は、それぞれの法律の法改正の意義と必要性につきましてお願いをいたします。

それから、一番目の問題ですが、運用には果実とリスクは表裏一体の問題ですが、取り扱いは慎重の上にも慎重な施策が必要と考えております。十分な対応はされておりましたから、貯金局長の方にお願いいたします。

第三点は、運用する原資は貯金も簡保年金もわざ国民のものでありますから、その果実は地域への貢献あるいは還元が図られているのも現状でありますけれども、今回の法改正によりまして、今後新たに地域サービスにどのような計画を見込まれているのか、その二点についてそれぞれお答えをお願いしたいと思います。

○政府委員(谷公士君) それでは、私の方からはお願いしたいと思います。

まず第一は、それぞれの法律の法改正の意義と必要性につきましてお願いをいたします。

それから、一番目の問題ですが、運用には果実とリスクは表裏一体の問題ですが、取り扱いは慎重の上にも慎重な施策が必要と考えております。十分な対応はされておりましたから、貯金局長の方にお願いいたします。

第三点は、運用する原資は貯金も簡保年金もわざ国民のものでありますから、その果実は地域への貢献あるいは還元が図られているのも現状でありますけれども、今回の法改正によりまして、今後新たに地域サービスにどのような計画を見込まれているのか、その二点についてそれぞれお答えをお願いしたいと思います。

○政府委員(高木繁俊君) 第一点につきましては、貯金法それから運用法、内容と一緒にございまして、二人分合わせてお答えさせていただきました。改訂の意義と必要性という御質問でございましたが、郵貯、簡保今まで外貨債運用をやつてしまひまして、最近の円高進行の影響を受けたために、平成五年度末の為替レートで評価した円換算差額、これは郵貯、簡保合計で約一兆三千七百億円という大変大きな数字になつてきています。

今回の先物外貨債運用は、外貨債運用とい

して平成五年度末現在約五十二兆円が融資されておりますが、その約四割は郵貯資金が活用されておりますと推計いたします。このほかにも、財投への貢献はさらに大きいと考えられます。

そこで、郵政大臣が直接運用いたします自由化対策資金、現在三十兆円になつておりますけれども、これにつきましては、今回お認めいただけますならば、このリスクヘッジ手段を備えまして、全体的にできる限り有利で確実な運用を図つていただきたいと思います。

郵便貯金資金の運用、簡保も同じだと思いますけれども、債券や為替等の売買の決定の際には必ず複数の職員による決裁を経て約定をするというふうにしております。また、売買を担当する部門と資金決済部門とを切り分けまして、さらに独立した監査部門で運用リスク、資産の移動状況等の把握など、一重、二重、三重のチェック体制を置いてい

ます。ただ、今回のこの法案をお認めいただきますと、外貨債運用に関するリスクヘッジができるわけですが、これがなければ、この運用に当たりましても、事前に十分そのノウハウについて習熟をいたしまして対応してまいりたいと考えております。

また、今回のこの法案をお認めいただきますと、外貨債運用に関するリスクヘッジができるわけですが、これがなければ、この運用に当たりましても、事前に十分そのノウハウについて習熟をいたしまして対応してまいりたいと考えております。

そういう観点から、昭和六十三年度から、予算要求におきまして、この自由化対策資金による地方公共団体等への融資というのを要求してま

ります。この地域貢献につきましては、預金者への還元という観点からも大変重要であると考えております。

そういう観点から、昭和六十三年度から、予算要求におきまして、この自由化対策資金による地方公共団体等への融資というのを要求してま

ります。この地域貢献につきましては、預金者への還元という観点からも大変重要であると考えております。

○政府委員(谷公士君) 簡保の場合は当初から要求

として努力をしておられるのに実現しないという

理由はどこにあるんでしょうか、地域還元の問題

として努力をしておられるのに実現しないとい

う理由はどこにあるんでしょうか、地域還元の問題

として努力をしておられるのに実現しないとい

きるよう、それからまた金融機関の方々も御理解いただけるようそういう郵貯のPRが必要ではないかと思うんでございますけれども、現在特に言われている課題が幾つかある、御存じだと思いますが、その点につきまして、民間の金融機関にといふよりも国民にわかるように易しく教えていただきたいんですが。

○政府委員(谷公士君) できるだけ努めたいと思います。

まず、民間金融機関のサイドからはさまざまなことが言われております。いろいろ御指摘、御意見がござります。

順次申し上げますと、まずは郵便貯金のシェアについてでございますけれども、郵便貯金が肥大化して民業を圧迫しているという言われ方がござります。このことにつきましては、郵便貯金の個人貯蓄に占めますシェアはここ十年間約二〇%とほぼ一定で推移をしておりまして、郵便貯金が民業を圧迫して肥大化しているということは事実としないと考えております。

それから、金利自由化を迎えるに際しまして、郵便貯金利につきましては大蔵省、郵政省両省間で民間金利に準拠するルールを合意いたして実施しているところでございまして、これまで一部ございました郵便貯金への資金シフトにかかる懸念もこれで解消できたものと考えております。

それから二つ目の御指摘いたしまして、通常貯金の金利について、通常貯金の金利は民間の金利より高い独自の金利を設定しており、これは金融自由化になじまない、あるいは妨げになるという意見がござります。

この通常郵便貯金の金利につきましては、平成六年四月の大蔵省との合意によりまして、民間金融機関の普通預金より一%程度高く設定しております。ということは事実でございますが、これは通常貯金は専ら個人が貯蓄目的と決済目的の両方に利用しているのに対しまして、普通預金は個人の資金のほか、約四割の法人の資金が含まれており、かつその利用が決済手段に特化しているといったこ

とがございまして、この両貯金は同じものではなくて、その利用構造、商品特性等について大きな

差異を持つておるものでございます。

今申し上げましたように、郵便貯金をめぐる議論につきましては、私どもとしてはもちろん外部からいろいろな御意見については謙虚に耳を傾けなければならぬと思っておるところでござい

ますけれども、ただいま申し上げましたように、

お正月ですと、会長がNHKの年間計画はこうで

あります。

それで、これからできる可能性があるかどうか

なことでお伺いします。

○政府委員(谷公士君) 御指摘のとおりでございまして、私ども国営の事業でございますから、当なものであると考えております。したがいまして、金の金利差を縮小するということは、かえって個人預金者の利益を損なうということになると考えております。

それから、この通常貯金と普通預金の金利の差でございますけれども、これは低金利時、高金利時を通じまして、規制金利時代から多年にわたつて一・四%ないし一・一%の金利差があつたものでございまして、それらの間、中長期的に見ましても、通常貯金のシェアはむしろ漸減しているのに対しまして、個人の普通預金残高のシェアは漸増しているということがござりますので、これによつて両商品間にシフトが発生するといった事実も全くございません。

それから三項目に、郵便貯金の経営につきまして、将来、郵便貯金は赤字になつて一般会計から補てんを受けなければならないという言い方がござります。このことにつきましては、郵便貯金は御案内のように独立採算のもとに健全経営を維持しております、一般会計から補てんを受けましたことは郵便貯金の長い歴史の中で現在まで一度もございませんし、また法的にもそのような仕組みにはなつていなわけでございます。

それから、近時の金融自由化に対応いたしますために、郵便貯金の入り口でございます。

つきましては、昨年十月から金利の自由化が完了いたしましたし、また一方、出口でございます預託金利につきまして、昭和六十二年三月から市場金利に準拠して決まるという市場金利連動型になつておるところでございます。このように入

り口も出口も市場金利を反映しておりますし、また自動的に金利を決定する仕組みもできておりま

すので、経営上必要な利差が確保できますことから、郵便貯金の経営につきましては基本的に今後

とも黒字基調を維持することができるものと考えております。

申しあげましたように、郵便貯金をめぐる議論につきましては、私どもとしてはもちろん外部からいろいろな御意見については謙虚に耳を傾けなければならぬと思っておるところでござい

ますけれども、ただいま申し上げましたように、

お正月ですと、会長がNHKの年間計画はこうで

あります。

それで、従来の冊子が少し欲張りまして、ボリュームがあつて専門的過ぎるという御批判もございましたので、より気軽にごらんいただけますようにということで、従来の冊子を要約いたしました小冊子も作成しております。

このほか、テレビ、ラジオ等を用いました私どもの業務についての周知も行わせていただいてお

ります。

今後は、金融自由化の進展によりまして、金融と国民生活とが一層密接に関連づけられてくるものと予想されますので、私どもの役割や意義について国民の皆様に正しく理解していただきますこ

とが一層重要ななるものというふうに認識をいたしております。今後とも、職員一丸となりましてサービスの向上に努めますとともに、國民に最も身近な機関として利用されますよう、広く理解が得られますように取り組んでまいりたいと考えております。

○三重野栄子君 私の不勉強で知らないことがかつたようございますから、そういうPRの問題についてもう少し注意をしてやつていただきたいと思います。

次は、郵便振替法の改正の問題についてお伺いいたします。

今回の郵便振替法の改正は生活者の利便という点で積極的に賛成をします。しかし、税法は既に四十二年に設定したことありますから郵政省の対応は遅い感があるんですけれども、この点はいかがでしょうか。

また、きょうお見えいただいていいんで、私がお願いしていないわけござりますけれども、

今回の改正で電波利用料も郵便振替を利用できるということになつておりますので、この利用料制度を導入するときにつきまして郵便振替ができるよう電波法の改正をしておけば、免許人の納付協力も一層やすかつたのではないか。こういう電波の問題にしろ今度の振替の問題にしろ、設定することは貯金局も電波監理局もちぐはぐ、おくれているように思いますが、この場合は貯金局長に本法の改正理由とおくれた理由についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(谷公士君) 改正事由でござりますけれども、郵便局は国庫金の収納機関いたしまして、国税の窓口収納を大正四年から実施してきております。納税者の利便の向上を図る観点から、あわせて口座振替による収納もできなければならないということで七年度の予算で要求してきたものが認められたものでございます。

この改正がおくれた理由でござりますけれども、これにつきましては、この改正を行いましためには国税庁のシステムを変える必要がある、あ

るいは支払う料金を決める必要があるということになりますと、すべてこれ予算にかかわつてくることになるわけでございまして、そういう予算にかかわります観点から従来までいろいろ話し合いを進めてきましたけれども時間がかかつたわけでありまして、今般その話がまとまつたということ

でございます。
それから、電波利用料でござりますけれども、これは平成五年四月から実施されておるものでございますが、同じく納付者の方の利便の向上、収納事務の効率化の観点から今回改正をさせていただくということになりました。

当初からなぜ行えなかつたのかという御指摘かと思ひますが、これにつきましても、これを実施いたしましたためにはそのためのシステムの構築といふことが必要でございまして、今般そういった準備ができる見通しがつきましたので、あわせて取り扱うことにさせていただくこととした次第でございます。

○三重野栄子君 それでは、郵便局のサービスをもう少し拡大していくという観点からお伺いしたいと思います。
今回の阪神・淡路大震災に当たりまして、全国二万四千の郵便局ネットワークの働きは本当にすばらしいものであったと思います。職員の活動とその機構と相まって大きな教訓を得ました。

今回の郵便振替法改正が生活者の利便という点でありますから、そういう観点からさらに、今も御説明いたしましたけれども、国税の収納は大正四年から始まつたというふうに伺いましたんですねけれども、しかしながら、先生の質問の中ですけれども、しかし午前中、先生の質問の中で大変体ごとに大変アンバランスがあるというふうなことをおつしやいました。それで、国や特殊法人等々の手続あるいは料金支払いがもつと広く広くなるとすれば国民は非常に便利ではないかといふふうに思つてますけれども、その点は午前中は先生の主張で余り答弁をなさなかつたような気がいたしますから、その点を御答弁いただければ

それからもう一つは、例えば具体的に大学の学費の振り込みというのはどうだろうか、それからまたNHKの受信料の振り込みもできるわけでござりますから、放送大学の学費を郵便で納められないだろうか。この点につきましては、放送大学園について出願手続の簡素化など事業の効率化に基づきまして、「特殊法人の整理合理化について」、平成七年、二月二十四日の閣議決定の中にもこの点は示されているわけでございまして、今般その話がまとまつたこと

でござります。
そこでお伺いしたいと思います。
○政府委員(谷公士君) 御指摘のとおりでございまして、中央、地方、各省庁、それから特殊法人、特別会計、いろいろな料金その他の収納、支出があるわけでござりますけれども、なかなか口座振替の利用というのは進んでおらないのが実情でござります。

私どもも、利用者の方々にとつて全国くまなく配置されました郵便局の窓口あるいは郵便局ネットワークといふものは利用する上で大変便利なシステムだと思っておりますので、そういう意味で、これらの公金の収納等に当たりましてこの郵便振替を利用いただくということをぜひとも進めてまいらなければならないと考へております。

ただいまお尋ねがございました具体的な問題といたしましては、例えば大学につきましては、これはすべて窓口で授業料を収納するというのが国立大学の建前でございます。放送大学につきましては必ずしもそうではないわけですが、これはすべて窓口で授業料を収納するというのが国

立大学の建前でございます。

そのほかのことにつきましても、今回、国税に

つきましてはこのよだれ形で郵便振替を利用していただくということで今御審議をいただいている

ことでござります。

そのほかのことにつきましても、今回、国税に

つきましてはこのよだれ形で郵便振替を利用していただくことで今御審議をいただいている

ことでござります。

そのほかのことにつきましても、今回、国税に

つきましてはこのよだれ形で郵便振替を利用していただくことで今御審議をいただいている

ことでござります。

○三重野栄子君 これは、放送大学の学長から科

目登録決定通知書が三月十日にある人に渡されま

して、そして学費を納めてくださいというわけで

すけれども、「同封の「振込依頼書」を用いて、

最寄りの金融機関(郵便局を除く)」というふう

になっておりまして、何となく寂しいんですが、

そういうことでぜひ御努力をいただきたいとい

うふうに思います。

それから、銀行さんはずっと、支店長がかわら

れることがありますけれども、何年ぐらい

のサイクルで回つてゐるかわかりませんが、郵便

局の場合は局長が二年ぐらいじゃないでしょ

うか、局長とか課長が。そうしますと、自治体との

かかわりというものはなかなかうまく進まないの

ではないかというふうなことも思つたりしている

んです。

例えば、それじゃ特定局長の皆さんのが自治体に御相談に行つていただいて、できるとか、これは全く問題外、私はそういう関係がわからないもの

ですからめちゃくちゃなことを言つていいだ

いと思います。

ですからめちゃくちゃなことを言つていいだ

いと思います。

それは、たゞいままで郵便局の問題と行政

サービスについていろいろ申し上げましたけれども、

も、全国二万四千の郵便局ネットワークを通じま

してこれからますます郵便局のサービスがよくな

りますようにお願いしたいわけですねけれども、皆

様の郵便局というよりも自分たちみんなの郵便局

という方が身近に私としては感じるわけござい

ます。これから郵便サービスの総合的な機能

の強化につきまして大臣の御所見を伺つて、私の

質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(大出俊君) 今までの御質問、答弁を

申し上げている経過からいたしまして、何でこんなに国がやっているというのに各県などの協力が得られないのかという問題があるわけでございますが、これはお考えいただければわかりますようになります。私は内閣委員会が長いものですから、事務局が総務省でございますので、昔の行政管理庁ですが、ちょいちょい呼んでは審議の経過その他をフォローしてきました三年間なんですよ。

つまり、この焦点は何かというと、官業は民業の補完であるというところから出てくる、貯金などにつきましてもこれを何とか民営化できないかという勢力が別にある。片方で宅急便があるんだから、郵便だつてそっちに行つたといいじやないかと、ドイツの例を見なさいという式の議論も片方にはある。つまり、保険だって民保二十四社がいるじゃないかと、民間に。何で官業がやつてなきやいけないんだという議論がある。そういう議論の連続なんですね。豊かなくらし部会というところから始まって、この中から貯金は政府の役割部会といふところに行つて、経団連試案から相盛君の試案から次々出てくる、議論をしているわけですね。

ですから、そういうことをいろんな政治的な分野からすると一生懸命やつていて約半分というのが今の状況でございまして、だからこの郵政の物の考え方というのを一生懸命皆さんに御理解いただきながらやつぱりシェアを広げていくという努力をしなければ、国民の共通の財産だという、おつしやるとおりなんですが、みんなの財産なんだといふ全国二万四千の郵便局ネットワークも前に進まない、こういうことになると思うんですね。

ですから、数々いたしました貴重な御意見をひとつまた大きな足場にさせていただきまして、お互いの元気を出して頑張らせていただこうと、おつしやるとおりのみんなの郵便局ネットワークになつていくように頑張りたい、こういうふうに

申し上げている経過からいたしまして、何でこんなに国がやっているというのに各県などの協力が得られないのかという問題があるわけでございますが、これはお考えいただければわかりますようになります。私は内閣委員会が長いものですから、事務局が総務省でございますので、昔の行政管理庁が非常に熱意を持つておられる内閣の課題である特殊法人改革に関連いたしまして、財投や政府系金融のあり方に疑問が持たれるようになります。その議論が特殊法人や財投、政府系金融、これは出口の話であつて、出口だけではなくて、その資金供給者である郵貯のあり方について見直す必要があるのではないかというような、こういう話があるわけでございます。

三重野委員も言われましたように、郵貯にお金を提供しているのは預金者でございます。やはり郵便貯金を選択して預金するわけですね。郵便貯金に対するさまざまなイメージがあると思います。やはり郵便局はいいことをやつてくれるんじゃないかな、公共性の高い金融機関ではないか、あるいは小口のユーバーに対しても親切な金融機関ではないかというような、そうした一般預金者のイメージが郵便局を選んで郵貯に預金をして、そういういわば国民の善意と言つていいと思います。預金者の善意で集められた資金が資金運用部に提供されると途端に何か郵貯は悪といふような、こんな批判に変わつてくるのは非常に残念なことではないかと思つております。

そこで、郵便局長さんに代表していただきまして、資金供給者である、それをまとめて国の金融財政運営について貢献しているはずの郵貯のあります、つまりは、郵便局ネットワークも前に進むべきだと思っております。

そこで、郵便局長さんに代表していただきまして、資金供給者である、それをまとめて国の金融財政運営について貢献しているはずの郵貯の方につきましてお答えをいただきたいと思いま

○三重野栄子君 終わります。

○川橋幸子君 法案に関連いたしまして、郵貯、簡保のあり方、とりわけ資金運用のあり方にについて伺ひさせていただきたいと思います。

今ほど三重野委員の方からもお話をありましたが、最近、郵貯、簡保といいましょうか、とりわけ郵貯のあり方につきましてさまざまマスコミ等に報じられる批判がございます。とりわけ村山総理が非常に熱意を持つておられる内閣の課題である特殊法人改革に関連いたしまして、財投や政府系金融のあり方に疑問が持たれるようになります。その議論が特殊法人や財投、政府系金融、これは出口の話であつて、出口だけではなくて、その資金供給者である郵貯のあり方について見直す必要があるのではないかというような、こういう話があるわけでございます。

三重野委員も言われましたように、郵貯にお金を提供しているのは預金者でございます。やはり郵便貯金を選択して預金するわけですね。やはり郵便貯金に対するさまざまなイメージがあると思います。やはり郵便局はいいことをやつてくれるんじゃないかな、公共性の高い金融機関ではないか、あるいは小口のユーバーに対しても親切な金融機関ではないかというような、そうした一般預金者のイメージが郵便局を選んで郵貯に預金をして、そういういわば国民の善意と言つていいと思います。預金者の善意で集められた資金が資金運用部に提供されると途端に何か郵貯は悪といふような、こんな批判に変わつてくるのは非常に残念なことでないかと思つております。

そこで、郵便局長さんに代表していただきまして、資金供給者である、それをまとめて国の金融財政運営について貢献しているはずの郵貯の方につきましてお答えをいただきたいと思いま

使命としているものでございますけれども、同時に、そうして集められました資金は、御指摘のように、財政投融資の主要な原資といたしまして大蔵省資金運用部を通じ地方公共団体等へ融資され、住宅、道路、学校、下水道、公園の整備などをござります。そういたしまして、国民生活の向上にそういう観点からも大きく寄与してきておるところでございます。

郵貯のあり方に……

○川橋幸子君 それでは、もうちょっと具体的にお伺いします。

○政府委員(谷公士君) 財投の関係……

○川橋幸子君 はい。資金運用のあり方についてぜひ教えてください。

○政府委員(谷公士君) 郵便貯金資金につきましては、現在、財投に絡みまして特殊法人をめぐつていろいろな御議論があるわけでございます。この特殊法人をめぐつての御議論についてございまして、それがども、今この特殊法人の見直しを行つべきだという議論がございまして、それに関連して財投それから郵貯という先生御指摘の出口から入り口への議論があるわけでございますが、この議論の過程には幾つかの段階があるだろうと考えております。

まずは、この特殊法人につきまして見直しが今検討されておるわけでございますけれども、そのことが財投本体の見直しなどのよだかわりを持つのかということがござります。

また、財投そのものにつきましては、平成六年十月、閣議了解されました公共投資基本計画において、資金供給者である、それをまとめて国の金融財政運営について貢献しているはずの郵貯のあり方につきましてお答えをいただきたいと思いま

仮に、その財投についての検討の結果、原資に議論が及ぶことがあるといったとしても、財投原資としての郵便貯金と、それから先ほど申し上げました国民の貯蓄をお預かりする郵便貯金

本来のあり方というものはまた別個の問題であるわけでございます。これらのこととが一緒にはつきりと整理されずに御議論されておりますという意味で、この議論自体にはいささか飛躍があるのではありませんか。私は感じております。

なお、この郵便貯金本来のあり方につきましては、第三次行革審におきましてもさまざまな観点から議論がされまして結論が得られたところでございまして、私どもいたしましては、今後とも小口の貯蓄手段をあまねく国民に提供して国民の福祉の向上に貢献するとともに、その原資をこれからなお、先ほど申し上げましたように、重要な公共性の高い分野において運用されておるところでございます。そういたしまして、国民生活の向上にそういう観点からも大きく寄与してきておるところでございます。

郵貯のあり方に……

○川橋幸子君 お伺いします。

○政府委員(谷公士君) 財投の関係……

○川橋幸子君 はい。資金運用のあり方についてぜひ教えてください。

○政府委員(谷公士君) 郵便貯金資金につきましては、現在、財投に絡みまして特殊法人をめぐつていろいろな御議論があるわけでございます。この特殊法人をめぐつての御議論についてございまして、それがども、今この特殊法人の見直しを行つべきだという議論がございまして、それに関連して財投それから郵貯という先生御指摘の出口から入り口への議論があるわけでございますが、この議論の過程には幾つかの段階があるだろうと考えております。

まずは、この特殊法人につきまして見直しが今検討されておるわけでございますけれども、そのことが財投本体の見直しなどのよだかわりを持つのかということがござります。

また、財投そのものにつきましては、平成六年十月、閣議了解されました公共投資基本計画において、資金供給者である、それをまとめて国の金融財政運営について貢献しているはずの郵貯のあり方につきましてお答えをいただきたいと思いま

そこで、私としましては、これはお答えは結構でございます。要望でございます。そういう国民の自助努力を助けるための郵貯の原資、これが真に公共の福祉に役立ちますように、大蔵省の資金供給というのが非常に大きな役割であるけれども、本来は国民の生活設計を、自助努力を支援するという役割を持つていて、そこには力点を置きたい、そういうお答えだらう思います。

そこで、私としましては、これはお答えは結構でございます。要望でございます。そういう国民の自助努力を助けるための郵貯の原資、これが真に公共の福祉に役立ちますように、大蔵省の資金供給というのが非常に大きな役割であるけれども、本来は国民の生活設計を、自助努力を支援するという役割を持つていて、そこには力点を置きたい、そういうお答えだらう思います。

それから二点目の要望は、先ほど三重野委員の方からお話をありましたが、やはりそういう郵貯の果たす役割について一般国民に理解してもらう。それのアイデアでございますけれども、郵貯

も簡保もでございますが、テレビでよく非常に親しみやすいコマーシャルを流しておられます。あいのう中に、郵貯というのはこういう社会資本形成の役割を持つていてありますよとか、あるいは財投が全部悪いわけじゃないと思います。政府系金融だってもう一回洗い直してみれば、住宅に対する自助努力に対する支援というのがあるわけである、自助努力に対する支援といつてあるのが思ひます。

これは要望にとどめまして、次に移らせていただきま

し般、金融自由化対策資金、簡保積立金の運用につきましてリスクヘッジをするという法改正が提案されているわけでございますけれども、この両資金のいずれもが運用の原則は有利性に加えて確実性、公共性というものがあるわけでございます。確実性といつては結構だと思ひますけれども、企業で、民間金融機関との違いではないか。確実性、公共性といつては非常に大きな要素ではないかと思うわけでございます。

今回の法改正はこれは結構だと思ひますけれども、そもそも自由化資金ないしは簡保資金の運用につきましては指定單運用とか外債の運用を、そのシエアを、今の状況を見れば長期的にドルが高くなるとは思えない状況にあるわけでございまして、それから、株価だってそう簡単に持ち直すとは思えない状況にあるわけでございます。

○政府委員(高木繁俊君) 先生のお話のとおりの感じがしながら実は聞かせていただきました。こういう私どもの事業でありますから、確実性といふことを非常に大切にしなければならない、おつしやるとおりでございます。

指定單運用にいたしましても外債運用にいた

しましても、出発した段階では有利といつことが中心であったろうと思いますけれども、同時に、確実といつてはありますけれども、同時に、非常に強調されましたけれども、郵貯、簡保につきましても、やはり公企業としてのあり方といいますか、公企業でやるの、ちょっとと言葉がございまして、郵貯の地方中では外債も指定單も、簡単に申しますと株式でございますが、なかなか運用環境としては非常に厳しいし、これからもそんなに急激な改善は見込めない、こういう状況であるのは間違いないだらうというふうに思ひます。ということでおこで、現段階で私どもが外債運用に対してとつておりますが、まずは、為替変動リスクがない円建で債、これを中心に運用する、こういう形でござります。

あと、指定單の方につきましては、実は正直に言いましてこれという名案がございません。ただ、ありますけれども、この長期保有というスタンスの中でのポートフォリオ上の役割といつては私どもは期待をしてよろしいんじゃないかというふうに考えております。

両方とも預金者、加入者から預かった有債の資金でございますので、確実な運用、有利な運用、両方ともこれは欠かべからざる要素でございまして、今後も両者を考慮した運用になるよう努めてまいりたいと考えております。

○川橋幸子君 ちょっと質問には予告していないのですけれども、今のお話を関連しまして貯金局長にもう一点運用のあり方についてお伺いしたいのでございます。

お伺いしたいというのは何かといいますと、まず金融自由化対策資金といつてこの名前でございます。これは金融自由化に備えまして調達コストが上がるだろうから、上がるという懸念もあるのですけれども、まだその結論はこれから先のことになります。

○政府委員(谷公士君) 先ほどお答えられましたと

いるわけでございます。でも、八年度といいますともうすぐでございます。それから、去年の秋によりまして自由化対策といつても一応のめどがついたと。

八年度ぐらいまではなお自由化対策のフォローアップという意味でこの資金の使命といつてはありますからわかりませんが、むしろこれから先は、先ほど申し上げました郵貯の運用のあり方、公益性の重視といつてはあります。大蔵省の方の資金運用部の資金需要が小さくなるなら、むしろ公益性重視でもつてこの自由化対策資金といつてものを發展的に運用なさる時期に来ているのではないかと思ひますけれども、いかがでございましょうか。

○政府委員(谷公士君) おっしゃいますように、毎年五兆円ずつやしてまいりまして平成八年度末で四十兆円といつてころが現在大蔵省と合意をしている自由化対策資金の規模でござります。

では、その後どうなるかといつての御指摘でござりますけれども、先生もおっしゃいましたように、今財投のあり方についてのいろいろな議論がなされております。私は先ほど申し上げましたように、財投の基本的な重要性あるいはその中における私どもの資金の位置づけといつては、これは基本的に変わらないと思うのでござりますけれども、そういう御議論がなされております。

そういう御議論がなされた結果、この施設はますけれども、第二義的にはやはり公営企業の金融機関を選択する、そういう預金者の意思を重視する事が必要ではないかと思われます。特に地方法の場合は、簡保資金につきましては、この施設はめとかという意識が第一義的には強いのだと思ひますけれども、第二義的にはやはり公営企業の金

融機関を選択する、そういう預金者の意思を重視する事が必要ではないかと思われます。特に地方法の場合は、簡保資金につきましては、この施設はめの三七タクをつくりますけれども、そういうところが現にきていないといつてお答えがございますけれども、直接に地方公共団体ないしは地方公共団体がよくその地域の社会資本形成のためのニーズにまだ郵便貯金は対応し切れておらない法律上はこれはできることになつてゐるわけですがござりますけれども、そうした地方還流といつてお答えがあつたかと思ひますが、郵貯につきましては、その二つにまだ郵便貯金は対応し切れておらない法律上はこれはできることになつてゐるわけですがござりますけれども、そうした地方還流といつてお答えがあつたかと思ひます。

まず、貯金局長の方からその地方還流、先ほどお答えがあつたかと思ひますが、郵貯としてお進めになりたいといつてことでしたら、いま一度これまで、これは検討しつつあるわけでござりますけれども、まだその結論はこれから先のことになります。

ころと重複するところもございますけれども、まして、私ども郵便貯金資金は資金運用部を通じまして財投の一環として地方のいろいろな施設その他に役立てられているわけでございます。加えまして、自由化対策資金につきましても、その趣旨の許す範囲で、やはりその原資を供給していただきましたものになりますその地方のお役にできるだけ立てることが望ましいわけでございます。

それからまた、財投あるいはこの自由化対策資金、いずれにつきましてもこのような資金を供給していくべきだつておられます国民預金者の方々にその資金がどのような形で使われておるかということを

具体的にお示しし、お知らせするということも大変重要なことかと考えております。

そういう意味で、この自由化対策資金につきましてもいわゆる顔の見える形で地方のお役に立てさせていただきたいと考えて、平成七年度予算

要求におきましてもこの資金の地方公団体等への融資を要求したところでございますけれども、

政府部内での調整が整いませんで、実現を見るに至つております。

私どもとしましては、今後ともこの自由化対策

資金につきまして、地方のこの資金を供給していくことを果たすべく取り組んでまいりたいと考えております。

○川橋幸子君 お答え申し上げます。

御指摘のように、国の制度、信用を通じて集められます公的資金につきましては、その公共性にかんがみまして、現在、統合管理・運用システムになつております。これは、一つは国全体の立場

に立った政策判断に基づきまして、国民のニーズに応じた重点的、効率的かつ機動的な資金配分が可能となるということ、それから各預託機関が個別に資金運用を行いますことに比べまして重複投資が行われないとか、また行政機構、人員の重複配置を回避できるというメリットがある。

さらに、金利・期間につきましてさまざまな種類の資金が大きくプールされることによりまし

て、資金の調達運用におきます、いわゆる金利リスクと申しておりますけれども、リスクをかなり吸収することができる。このことによりまして

社会資本の整備等のために必要な長期固定金利の資金の供給が可能となるといったメリットを有す

ると考えております。また、そのことによりまして財政投融資が資源分配機能や景気調整機能を適切に發揮することができるということで、やはり予算と一体制となりまして一元的に運用される、財政金融政策との整合性を保つといったことが必要であると考えております。

○川橋幸子君 大変統合管理的なお答えをいただ

きまして、なかなかかたいたい感じの言葉を理解するのが難しいのでございます。

○川橋幸子君 「日本経済がボストン・キャッシュアップの段階には

いついま、単線的で資源総動員型の戦後経済シ

ステムは調整を要する。」「歴史的な役割をほぼ終えた。」「こうしたキャッシュアップの体制でござりますけれども、巨大な国家金融というものは見直すべきではないか、こう言つてゐるわけですが、そ

うした郵政省の主張には妥協されなかつたわけでございますけれども、今もその態度でお変わりな

いわけでございますか。

○説明員(寺澤辰麿君) お答え申し上げます。

御指摘のように、国の制度、信用を通じて集め

られます公的資金につきましては、その公共性にかんがみまして、現在、統合管理・運用システムになつております。これは、一つは国全体の立場

について反省があるかという御指摘でございます。

けれども、やはり財投がその金融的手法により各種政策を遂行するためには一元的な運用のあり方

が適当であると考えております。これは臨調、行

政審等におきましても再三財投については一元的

な管理、運用が必要であると。そのことによつて

景気調整機能を適時適切に果たせるとか効率的な

資源配分ができるということであろうかと思いまして、我々として、先生御指摘のような単線的な

資源配分ができるということであろうかと思いまして、考えておりません。

○川橋幸子君 大蔵省の皆様方も大変優秀でいらっしゃいまして、とりわけ国家公務員としての

使命感にあふれていらっしゃるということはかねがね敬服はしておりますが、でも今の

日本の社会システムないしは経済システムを考えますと、もっと多元的な社会にして多様なシステ

ムが柔軟に動いていた方がよいのではないかと

いう論が強くなつております。その一番いい例が

やはり地方分権でございまして、中央省庁だけが

日本のマネジメントをするのではない、その地域そ

の地域で意思決定をしていった方が日本の社会と

いうのはこれからの成熟化社会の中では活力を持つていけるんだと、むしろこれが最近の一般世

論であり、国民もそう思う人が多くなつていると思つてございます。

○川橋幸子君 お申し上げても多分お答えは一緒だろうと思

いますので、もういただきませんけれども、です

が、郵貯資金の使途につきまして、善意で、それ

から自分の生活を自分で自立して面倒見ていくた

いと、こう思つて預金する預金者の意識、これで

集められた資金が結局出口に行きますと悪者になつていく、そういうマスクミ論調が非常に多い

わけですね。そういうことに対しても、大蔵省の方

からも少しこの郵貯について、郵貯の評価という

ものをちゃんとなさるべきではないかと思います

が、いかがでしようか。

○説明員(寺澤辰麿君) 郵便貯金の資金が財政投融資の重要な原資であり、それが大変役に立つて

いるということは大蔵省も同じ意見でございます。

ただ、先生御指摘の、どういうふうに出口で配

分されるかわからないという点につきましては

どちら、これは統合管理されまして予算の形で国会

に提出をし、御審議をいたいでいる。また、國

会に対しましては、財投三表の形で国の特別会計

それから地方公共団体、それから国が全額出資し

ております特殊法人等々への各配分につきましては提出をしておりますし、その中の原資の内訳及

びその原資ごとの資金使途について国会に提出

しております。

○川橋幸子君 大蔵省の皆様方も大変優秀でいらっしゃいまして、とりわけ国家公務員としての

使命感にあふれていらっしゃるということはかねがね敬服はしておりますが、でも今の

日本の社会システムないしは経済システムを考えますと、もっと多元的な社会にして多様なシステ

ムが柔軟に動いていた方がよいのではないかと

いう論が強くなつております。その一番いい例が

やはり地方分権でございまして、中央省庁だけが

日本のマネジメントをするのではない、その地域そ

の地域で意思決定をしていった方が日本の社会と

いうのはこれから成熟化社会の中では活力を持つていけるんだと、むしろこれが最近の一般世

論であり、国民もそう思う人が多くなつていると思つてございます。

○川橋幸子君 法律はそのような仕組みになつて

いて、国会にも提出をしていて、国会の議決、立法

府の議決で決定されることなのだからこれは正し

いことで間違いありませんというお答えは政府の

仕組みを説明することであつて、実態の社会を説

明していらっしゃる言葉ではないよう私は思う

ふうに考えております。

○川橋幸子君 法律はそのような仕組みになつて

いて、国会にも提出をしていて、国会の議決、立法

府の議決で決定されることなのだからこれは正し

いことで間違いありませんというお答えは政府の

仕組みを説明することであつて、実態の社会を説

明していらっしゃる言葉ではないよう私は思う

のですね。

先ほど郵政省の貯金局長の方は顔の見える郵貯

資金の活用というような表現を使われました。私

もやはり預金者の意思がその使途に反映されるべ

きだと、そういう意味で顔が見えるというのにはい

い表現だと思います。預金なさる方々の地域社会

に貢献したいあるいは公共の福祉に役立ちたいと

思つてございます。

○説明員(寺澤辰麿君) 先生の御指摘でございま

すけれども、郵便貯金事業と申しますのは言つま

でもなく簡易で確実な貯蓄手段を提供するもので

あるといふうに理解しておりますので、これは

基本的に融資機能を持たないものである、全額運

用部に預託をいたぐりということで、それが財政

投融資計画の中での、国、地方、特殊法人等の政策

目的に運用されるということでございます。

○川橋幸子君 解釈例規に書いてあることをおっしゃるだけで、時代は変わるのでございますから、解釈例規も改められ、あるいは規則、法律も改めるべき時期に来ているのではないかと思ひます。

課長さん 大変御苦労さまでございました。やはり国家公務員の使命というのは、今の変動する世の中で、どうしたら国民の意識を、ニーズを実現できるか、行政と個人をどうやってつなげていくのかというのが一番大きな使命かと思いますので、再度、お帰りになられまして、ほかの先生方からの御意見もあったと思いますが、この場の雰囲気をよくお伝えいただきまして、郵貯のいいあたり方につきまして、郵貯のといいますか、日本の社会は自助努力を非常に強調する社会でございまして、それを支えるシステムがあつた方がよいといふことでこうした郵貯・簡保の制度があるわけですが、それだけの大手ドナーの気持ちをもう一回考えていただきたい、お伝えいただきたい、大蔵大臣にもお伝えいただきたいということを申し上げまして、大蔵省結構でございます。

○大森昭君 きょうは守住先生の熱弁ですっかり感服したわけであります、ただ率直に申しましら。ありがとうございます。大蔵大臣にはバトンタッチの大森先生の方から。ありがとうございます。何でもかんでも官は民間を補完するんですか。私はそうじやないと思つてゐるんですけど、なぜ私が言つたかというと、今一番大事な問題は経営形態の問題でしょ、この前も指摘しましたけれども。今よく言われるでしょ、官は民間を補完すると。私はそうじやないと思つてゐるんですけど。何でもかんでも官は民間を補完するんですか。私はそうじやないと思う。官じやなきやできないことをやつてるという自負がなければダメじゃないんですか。

例え、前に郵政大臣になつた人が「郵政省解体論」を出しているでしょ、本。いやいんですよ、もう自由な世界ですから、郵政省が解体しそうです。先人の方がいろいろ努力したと同じようやつて思つてます。守住先生が言われるようなことを理解するところです。守住先生が言われるようだとか、やっぱ、やっぱり役所の仕組みがおかしいんじゃないかと思うんですよ。例えば、これは幾つかあります、時間がないから余り言わないんですが、守住先生のおられたときの状態と今の状態は違うんですよ。例えば、職員全体を見ましても、次席の人は必ず出るでしょ、現場へ、ほとんどの人は、平さんみたい

な人は優秀だから残つてますが、ずっと。それで帰つてくる。帰つてきて係長になりますと、また出ていくんですよ。これは今の郵政の一つの例ですけれども、人事の仕組み見たって、次席になつたからどこへ行くかわからないんだ。帰つてきてたつてそのポストに帰つてくるかどこへ入るかわからない。それで係長になつたらまた出ていく。

私は、何回か指摘しているんだけれども、そのような人事制度のあり方なんかも見直さなきゃいけないけれども、とにかく自助努力が根本にあつて、それを支えるシステムがあつた方がよいといふことでこうした郵貯・簡保の制度があるわけですが、それだけの大手ドナーの気持ちをもう一回考えていただきたい、お伝えいただきたい、大蔵大臣にもお伝えいただきたいというふとを申し上げまして、大蔵省結構でございます。

○大森昭君 きょうは守住先生の熱弁ですっかり感服したわけであります、ただ率直に申しましら。

ありがとうございます。何でもかんでも官は民間を補完するんですか。私はそうじやないと思う。官じやなきやできないことをやつてるという自負がなければダメじゃないんですか。守住先生じやないけれども、郵政事業を盛り立てていくために、みんなもうそれぞれの場面で一生懸命努力してきたことが、経営形態の変更の問題でこれだけの重要な問題が提起されて、それに対して今の人たちが一体どういう考え方を持ってこれを乗り切つてこうとしているのかなんというのもわからぬという気持ちが強いからゆえ過去の話を守住先生はされていると思うんですね。叱咤激励をしているわけだ。

だから、そういう意味でやっぱり仕組み全体を少し考え方でいいと思うんですね。これもちょっと余計な話だけども、何か政策局の局長が偉くて、貯金、保険、郵便の局長が下みたいな異口同音に全部官は民の補完だなんてことが言われているけれども、この視点を少し変えて、やっぱり郵政事業を発展させていくという姿勢に立たないと、これはもうだめだと思うんです。もう今の中にいる職員の人たちの気持ち、こういうものに限らずともう個人的な意見というものはあるでしょう。何だあんなこと書いてあるけれどもどうだとか、こんなこと書いたあるけれどもどうだとか。だけど、少なくともべきなのかなと、省の幹部は。それはもう個人的な意見というのはあるでしょう。何だあんなこと書いたあるけれどもどうだとか、こんなこと書いてあるけれどもどうだとか。だからそういう何か何となく流れている役所の空氣あるいは本省の閣議で、簡保・年金事業団の何だかわけのわざが発展しませんよ。

そこで、こういう演説ばかりしちゃつて申しわけないからちょっと聞きますが、一月二十四日僕は局議だとか省議だとかというのは一回も出たことがないけれども、守住先生は次官をやられた

うものが出ましたけれども、一体簡保・年金事業の状態は閣議決定に従つてどのように進める考

えですか。
○政府委員(高木繁俊君) 前段の先生のお話はしと承りました。

簡保事業団の件でございますが、内容はもう先生御承知と思いますのでくどく申上げませんけれども、ポイントとしては、現在あります加入者福祉施設について今後五年間に配置を見直す、あるいはそのほかの施策を行うことによつて、ゆる効率化を図つていく、こういうことが書いてあります。

具体的に私ども現在検討しておりますのは、施設の統廃合を含む配置の見直しということで、現在簡保事業団は百二十三の加入者福祉施設を持っていますが、この大体一割程度を削減して運営しておりますが、あるいは各種業務の民間委託を徹底すると、こういう項目につきましては、現在一部の施設で事業団職員がボランティアとかあるいは夜間警備でありますとか売店とかいう業務に従事しておりますけれども、今後五年間にこれを一〇〇%民間に委託をしていくといふような施策を着実に進めていきたい。これによつて事業団自体の減量化と申しましようか、効率的な経営体制をつくり上げていきたい、こういうふうに考えております。

○大森昭君 余り中身は言いませんが、いずれによつて事業団自体の減量化と申しましようか、効率的な経営体制をつくり上げていきたい、こういうふうに考えております。

それから大臣、さつきから局長がいろいろ答弁されているんですが、大臣から、要約をいたしまして、民じやできないことを官がやつていると、必ずしも官は民を補完するんじゃないという私は考えを持つていてるんですが、大臣は、今のこの経営形態の問題について種々さまざまなことが言われておりますが、一体簡易保険事業についても、貯金事業についてもどのようない形で、最後まで恐らく国営事業を守るということだろうと思

うですが、その特徴点について御答弁いただけますか。

○國務大臣(大出俊君) さつきからお話を承つているんです、何人かの先生方の質問にみんな絡むわけでございますけれども、今の大森さん一番最後の方から申しますと、一九九一年、二年、三年というこの三年間、第三次行政改革推進審議会の期間でございまして、九三年の十月二十七日に答申が出ておりますけれども、ここに至る間、今までいろんな議論がされていますが、ほとんどその議論をまたやり直した形ですよ、この中には。

貯金については、経團連試案が出てきて、それが何とかかんとか消えて、最終的に豊かな暮らし部会から政府の役割小委員会になつて、小委員長が稻盛君ですけれども、ここで案が出てくる。この稻盛試案がようやく消えて、いつて答申になつてゐるわけです。ここにございますが、第二

次行革審、最終答申、平成五年の十月二十七日と、こうなるわけでございます。つまりこの最終答申というのは、もちろん貯金だけじゃないんであります、三事業、三つすべてうたつてあるわけです。この稻盛試案がようやく消えて、いつて答申になつてゐるわけです。ここにございますが、第三

簡易保険につきましては、「簡易保険事業についても、官業としての立場を守つて適切な運営を行ふとともに、経営の合理化・効率化を推進する」と、これが保険に對して言つてることです。郵便については、「郵便事業については、事業財政の改善に向けて適切に対処する」、これが結論です。いい経営やつてくれといふんです。

簡保についても官業としての立場を守つて適切な運営をやつてくれということです。これが結論です。以上書いているわけじゃない。

貯金については、一番最後のところに一つだけ

得して、郵便貯金のあり方というのはこうなんだなどいうふうに納得するようになめてくれというのが最後なんです。

だから、今大森さんが言つてはいる、官業は民業の補完だという出発をしましたけれども、結果は今言つた三點に集約をされて、いるということでありまして、そこで最大のそのポイントは何かといふと、さつきお話に出ました「郵政省解体論」といふものは、一千万という限度があるんだから、

貯金については、経團連試案が出てきて、それも貯金の性格が違う。郵便貯金の最大の特徴というものは、一千万という限度があるんだから、これは個人貯金であり生活貯金である。生貯金なんですよ。郵便局に黙つて座つていて百九十兆もの残高が出てくる。貯金が出てくるんじやないんですよ。一万四千の全国の郵便局の皆さんのが一生懸命になって集めてるんですよ。しかし、その集めている金は、おかげを買つ金だからもしらぬけれども、郵便局さんが来たんだからとつておいて払いますという貯金ですよ、ほとんどは。そういう性格の生活貯金ですよ。ですからこれにかわる財投財源債なんというものは考へようがないんだ、これは。貯金というものの金額は百九十兆の残高の性格はすべてそれなんだから、代替のしようがない。

そういう意味で、大森さんが言つてはいるように、私は自信を持つべきである。官業である郵便局が予算委員会でも。ぎりぎりのそことのところまで僕は言つたんだけれども出てこないわけでございまして、桜井新君の質問に私がばんとそろ答えたんだけれども、こういう結果になつていてるんだから、財投がと言うなら財投をどうすると言つてもらいたいと。そうでなければ、政府関係金融機関の見直しといふのは見直しとして一つの次元、しかし中の財投といふのは別な問題、こういうことになるがと念を押してやつて、それに反論がないんだからそうなつていて、こういう今状況ですよ。

そこで、問題は財投にかわる財投財源債といふ、財投財源のための債券ですね、言うならば、といふ議論が一つある。根本的に違うんですね。財投財源債なんというものを本当に出したらどうなるかと。こんなにたくさん国債を出しちゃつて、

て、国債を売つていく流れが全部決まつていて、財投財源債といふものは金利を幾らにするのか。今の国債金利より高くなきゃ売れない、そもそも買られないんですよ。今度は。そんなことができるはずないです、初めから。

しかし、財投財源債の性格が違う。郵便貯金の最大の特徴というものは、一千萬という限度があるんだから、これは個人貯金であり生活貯金である。生貯金なんですよ。郵便局に黙つて座つていて百九十兆もの残高が出てくる。貯金が出てくるんじやないんですよ。一万四千の全国の郵便局の皆さんのが一生懸命になつて集めてるんですよ。しかし、その集めている金は、おかげを買つ金だからもしらぬけれども、郵便局さんが来たんだからとつておいて払いますという貯金ですよ、ほとんどは。そういう性格の生活貯金ですよ。ですからこれにかわる財投財源債なんというものは考へようがないんだ、これは。貯金というものの金額は百九十兆の残高の性格はすべてそれなんだから、代替のしようがない。

そういう意味で、大森さんが言つてはいるように、私は自信を持つべきである。官業である郵便局が予算委員会でも。ぎりぎりのそことのところまで僕は言つたんだけれども出てこないわけでございまして、桜井新君の質問に私がばんとそろ答えたんだけれども、こういう結果になつていてるんだから、財投がと言うなら財投をどうすると言つてもらいたいと。そうでなければ、政府関係金融機関の見直しといふのは見直しとして一つの次元、しかし中の財投といふのは別な問題、こういうことになるがと念を押してやつて、それに反論がないんだからそうなつていて、こういう今状況ですよ。

そこで、問題は財投にかわる財投財源債といふ、財投財源のための債券ですね、言うならば、といふ議論が一つある。根本的に違うんですね。財投財源債なんというものを本当に出したらどうなるかと。こんなにたくさん国債を出しちゃつて、

今、景気浮揚の最大の目玉というのは住宅なんだけれども、レンタルと個人と両方なんだが、八兆九千億というのは財投、我々の金なんだから。そういう意味で、さらにかわるべきものでない今日の固有の歴史的な国民の財産である貯金、保険の残高というものについての確信を持つて、私はやつぱり郵政官僚全体がその気で、国民の皆さんまさに生活資金を集めているんだから、そういう意味で自信を持つて運営していくという姿勢をとらなければこの国の将来のためにもならないれば国民のためにもならないというのが私の信念です。

だから、そういう意味で、政府には何機関もありますから、政府の金融機関のあり方をどういうふうにするかという問題と、今の財投財源という形でこの国の経済が動いている、社会資本が動いている、自治体が動いているという基本にあるこの問題とは次元がおのずから違う。そういう物の考え方を私は持っているんですよ。だから、自信を持つて今のシステムというものを一步でも二歩でももっと国民の利益に近づけるという努力をすべきで、そういうつもりで頑張りたいということです、お答えをするとすれば。

○大森昭君 大変厳しい情勢ではありますが、どうかひとつ元気を出して頑張って難闘を突破していただくことをお願いして、質問を終わります。

○常松克安君 本日は私、年がいもなく大変に興奮をいたしております。

まず第一番の喜びの興奮であります。

予算書にはつきりと貸借対照表の中に睡眠預金五十八億八百五十一万七千円、こういうふうに正式に睡眠預金が世に出でまいりました。目を覚ましたといいますか、私はこの睡眠預金というものに対しましてもう一年有半にわたって主張し続けてまいりました。昨年ですか、法が改正になりました。して、第一回、これは。これから十年間、私が推測しますに約一千億になるでしよう。これはどこへも使えないですから、ふやしていくだけです、金利で。なぜかならば、本年は十年前の定額預金

のピークの最大の取引額です。そういうものを合わせますと、必ずそのピーク時には大きな金額になる。これとて一面、これをためること、微収することだけではございません。片一方では、こういうふうに広告を各紙に、睡眠預金をお忘れじやございませんか、そして十年たとうが二十年までお返しいたしますよ、ただし二十年たちましたら完全に権利消滅ということで、こういうふうに大きくなつたわけでございます。

本当に大臣、よくここまで決断、ありがとうございました。局長、本当にありがとうございます。

山野さんという人はこれに執念をかけていらして今まで、私は生進忘れずに死んでいきます。というのは、十年たつてもこの一千億を何とかNGOに、国際貢献で、難民に一二三百円であろうと一千円であろうと一冊の通帳には人生のドラマこれあり、これを国民の皆さん目の目に見えるようにしていただきたい、そしてこの問題一点に絞つて今まで論戦を重ねてまいりましたことを了といたします。

幼いころに学びましたが、京都の河原で三文を落として、その武士が人夫を雇つてそして松明をたいてその三文銭を拾うのに三十六文かけたと。なぜ、と笑われた。三文の金になぜ三十六文も使われるんですか、その武士いわく、あくまでこの河原で死なしてはならない、このお金は死なしてはならないのだと。その財なるもののとうとさというものを教えた一つの教訓の逸話を、私はこれと連想して今まで実は聞つてきたんであります。

いま一つの興奮は、何か。

それは、簡保、睡眠預金の運用において、国民の加入者の、今大臣が連々と情熱を込めておしゃいましたが、血みどろになつて現業の人たちが集めてくるこのお金、こういうお金が死んでしまうという憂いと怒りをもつて興奮をしておるわけあります。逐一その内容について質問いたします。

しかし、質問をする場合についても、谷局長さんというのは理論武装では郵政に敵なしと言われた方でありますから、もうすごい頭の回転。片や控えていらっしゃいます高木局長さんというのはまた経済博士かと思うような経済通でございます。クールで、物の是は是、非は非として見事に判断をする。さうはそういうお二人に限りまして、大臣はそつと聞いておつてください、次の機会にちゃんと質問いたしますから。そのお二人に對して胸をかりて、これを逐一鮮明にしてまいりたい。

その一つは何かといいますと、平成五年度の決算書を見ますと、外国債で九千百二十一億円、簡保。自由化対策費四千六百四十二億円。合わせまして何と一兆三千七百億円になんなんとする含み損と書いてあります。

しかし、これから論議の中で、私自身はこれは赤字だ、こういうふうに決断をいたしまして、そのままにその考え方で、細かいこととりますが、具体的にその話を詰めてまいりたいと思いまます。まじめに勉強し抜いたものであります、何しろ素人でありますので、両局長さん、どうか事小まめに御教示願います。よろしくお願ひいたします。

ただ、谷局長さん、失礼でございますけれども、ちゃんと顔を見て物を言つてくださいね。下を見てずっとペーパー読まれているとあなたの理論武装の頭のよさがわからぬ。紙ばかり読んで、紙を読むならだれでも読める、そんなもの。ちゃんとハートを持って質問しておるんですから、ハートに対して目元を見て答えてもらいたい。たまに上目遣いされると、何か目が怖くて、私もう恐ろしくなる。それじゃ困る。ここは戦場でありますから本當の論議をしたいんです。そういう気持ちでありますから、前もって御容赦願つた苦言を呈します。

それでは申し上げます。外国債購入の運用実態ですが、それが昨年、一九九四年の十月段階といつちよつと前にデータになつて恐縮でございますが、その段階ではポンドは八・六三%、これが利回りでござります。それからイタリア・リラでござります

しかし、質問をする場合についても、谷局長さんは史的なものも含めていろいろ申し上げる事項がありますが、現段階といいますか、五年度末の外債の為替差損につきましては、今先生お話ししされたので、その点は省略させていただきます。ただ、率直に申し上げまして、今のような外貨運用が始まつて大分たちますけれども、私どもは基本的に外貨運用についての意味と申します。クールで、物の是は是、非は非として見事に判断をする。さうはそういうお二人に限りまして、大臣はそつと聞いておつてください、次の機会にちゃんと質問いたしますから。そのお二人に對して胸をかりて、これを逐一鮮明にしてまいりたい。

ことについては私ども大変深刻に受けとめております。とりあえずそれだけ御報告をまず申し上げます。

○常松克安君 大体、外国債を購入するについては十三機関二十カ国の大外通貨によつての購入が行われておりますが、今まで昭和六十年のプラザ合意によつての値段から米ドルが比較対照に先生おつしやつたような状況になつているということについては私ども大変深刻に受けとめております。

○常松克安君 忙しくていたし方ありません。九月十八日だそうです、仲値が。そういうようなくわけであります。それは十年前と今日と比べてどういう動き方を今しておるんでしょうか。

○政府委員(高木繁俊君) 申しわけありません。昼は見ませんでした。

○常松克安君 忙しくていたし方ありません。九月十八日だそうです、仲値が。そういうようなくわけであります。それは十年前と今日と比べてどういう動き方を今しておるんでしょうか。

○政府委員(高木繁俊君) 十年前でございます。のリラ、フラン、ボンドの値段によつての差が動くわけであります。それは十年前と今日と比べてどういう動き方を今しておるんでしょうか。

まず、イギリスのポンドでございますが、十年のリラ、フランスのフラン、英國のボンド、これらの中の外債を購入するときは、やはり向こうのリラ、フラン、ボンドの値段によつての差が動くわけであります。それでは十年前と今日と比べてどういう動き方を今しておるんでしょうか。

○政府委員(高木繁俊君) 一九八五年といふことで申し上げたいと思います。

まず、イギリスのポンドでございますが、十年のリラ、フランスのフラン、英國のボンド、これらの外債を購入するときは、やはり向こうのリラ、フラン、ボンドの値段によつての差が動くわけであります。それでは十年前と今日と比べてどういう動き方を今しておるんでしょうか。

が、一九八五年に一三・七一%が昨年十月に一・九四%。フランスのフランでございますが、一九八五年に一〇・九四%が八・一五%，このようになります。

○常松克安君 いずれにいたしましても、皆円高、基盤はそういうふうになつてゐるわけであります、一つは。

それで、率直にお聞きいたしますが、米ドルとの比較対照でありますけれども、一番最初に五十六年度、このときの大蔵省の推計、ここに書類はあります、平均が二百二十円八十三銭、今日が一番最初は非常に投資が少なかつた。五十八年においては平均が二百三十七円六十一銭、今は九十円八十銭。五十九年が二百十七円六十一銭、これが今九十円八十銭。それで、プラザ合意、一九八五年、昭和六十年九月、これが三百三十八円五銭、これが今日九十円八十銭。そして、そう上げて、がたんときました。六十一年、一九八六年、年平均百六十八円三銭。こういうふうな、これは一つの推計でずっと円高、これは郵政省で勝手に決められる動向じゃないんですから、これは理解できます。

しかし、こちらでふと思つきましたのは、これをまず買い込んだ昭和五十八年から六十一年までの平均値を見ますと二百二十円になるわけです。そして、その間に投資した金額は一兆三千六百八十六億円になるんです。そして、今日と比べたら百三十円の損です。私はここでなぜ年数を言つたかといいますと、含み損というのは、今日現在でやつてみるとこれだけの差損で損をしますのやという注は出ています。しかし、もう含み損じゃなく、現実問題として十年償ならば償還が始まってきたわけです。要らぬと言うてもあかんのですよ。十年で清算をしてとらないかぬのですから、もらわなかんのですから。そうすると、百三十円も損しますと元本が割れてしまふわけですよ。そうでしょう。それわかりますか。御説明願います、なぜ割れるのか。

○政府委員(高木繁俊君) 学校の先生にお答えす

るような感じで緊張いたしましたが、買うときにドルが平均として二百二十円であった、こういうふうに変わつております。

○常松克安君 いざれにいたしましても、皆円高、基盤はそういうふうになつてゐるわけであります、一つは。

それで、率直にお聞きいたしますが、米ドルとの比較対照でありますけれども、一番最初に五十六年度、このときの大蔵省の推計、ここに書類はあります、平均が二百二十円八十三銭、今日が一番最初は非常に投資が少なかつた。五十八年においては平均が二百三十七円六十一銭、今は九十円八十銭。それで利息、利子收入というものを別にいたしますと元本は当然減価しておるわけです。その分、割り切れておるということは間違いないと思います。

○常松克安君 そう言いますと、今度はこうおつしやるんですね、そつちは、胸張つて、先生、御心配ないよう、そのときの米国債は一三・八%ですから、あるいは一一・四%で利回りしておりますから、もうこれは十年物、年一割として元金までちゃんと利息はもううついています、こういうふうにおっしゃるんですが、元金が割れて、利子をほうり込んで元金が回収できないような状態はございませんか。

○政府委員(高木繁俊君) ござります。

○常松克安君 じゃ、例を出してみてください。

○政府委員(高木繁俊君) 今、手元に資料がございませんので、お答えをちょっととすらしていただけませんでしょうか。

○常松克安君 じゃ、間違つてゐるかもわかります。

せんが、私が試算で一遍出してみましょ。それ

で、先生は勝手気ままな計算をして間違つてます

とそちらがどうぞ御指摘をください、構いませんから。しばらくは政府委員になりかわります。

昭和六十一年九月二十七日に購入なさいました。

昭和六十一年九月十五日。カナダ国債九年物、償還日は平成六年五月十五日。カナダ国債九年物、利子が一〇・五六、通貨はカナダ・ドルで清算をいたしました。当時、買ったときのカナダ・ドルは百七十五円一十九銭で購入しました。そして、これが償還される十年目になつた金額は七十四円四十二銭。百円割れ、元本割れしています。御心配していただきなくとも結構とおつしゃつたこの利子が、元本を二十億円投入したものが元本償還が八億五千万元しか返つてこない。えらい損ですな、これは。利子收入、九年間合わせて十一億四千万。そうしますと、八億五千万、元

本割れであるけれどもドル換算で返つてきた。利子収人が十一億四千万返つてきた。足しますと十

九億九千万。これは元金の一十億まだ切れておる。これも日本の国債よりも下やと。私が出したところに大幅に円高が進んでまいりますと、これは利息、利子收入というものを別にいたしますと元本は当然減価しておるわけです。その分、割り切れておるということは間違いないと思います。

○常松克安君 そう言いますと、今度はこうおつしやるんですね、そつちは、胸張つて、先生、御心配ないよう、そのときの米国債は一三・八%ですから、あるいは一一・四%で利回りしておりますから、もうこれは十年物、年一割として元金までちゃんと利息はもううついています、こういうふうにおっしゃるんですが、元金が割れて、利子をほうり込んで元金が回収できないような状態はございませんか。

○政府委員(高木繁俊君) ございませんか。

○常松克安君 どうぞおつしやる。長う持てば持つほどと、こうおつしやる。長う持てば持つほど損をするんです、外国債の例でい

字だと、こういう表現を内々使っております。

○常松克安君 ところが逆に、どうぞ胸を張つて

そうでない例を今度は出してください。後ろ、早くべーパー出せ、べーべーを。持つてあるんだろ

う、本当に局長気の毒じやないか。投資というの

はそんな損ばかりしつれへんぞ。ちゃんと元金も利子もふえておるやつもあるんじやないか。

○政府委員(高木繁俊君) それでは、もうかつた

といいましょうか、今の反対の例を紹介申し上

げたいと思います。

○政府委員(高木繁俊君) それで、五千四百

九十三億円です。

○常松克安君 一千四百九十三億円外国債を買

いきましたと。このときの、大まかで結構ですか外

國債の高いときの金利、買った外国債の金利、そ

れと一番低い金利を述べてください。

○政府委員(高木繁俊君) 米ドルの例で申し上げ

ます。

○政府委員(高木繁俊君) いろいろな通貨で申します

か。いろいろな通貨でじや申し上げます。

○常松克安君 いや、ですから高いのと低いのと、

いろんな國債を買つてゐるんだから。

○政府委員(高木繁俊君) いろいろな通貨で申します

か。いろいろな通貨でじや申し上げます。

○常松克安君 いや、ですから高いのと低いのと、

いろんな國債を買つてゐるんだから。

○政府委員(高木繁俊君) 米ドルで申し上げ

ます、米ドルでありますか、最高利回りは七・

七八千万円。そのときのレートは一カナダ・ドルで八十円二十銭。さらに、その間の利子収入が十億円、このときのレートが一カナダ・ドルが百八円九十四銭、こういうレートのときでございま

す。

○政府委員(高木繁俊君) いろいろな通貨で申します

か。いろいろな通貨でじや申し上げます。

○常松克安君 いや、ですから高いのと低いのと、

いろんな國債を買つてゐるんだから。

○政府委員(高木繁俊君) いろいろな通貨で申します

か。これはいい手だてがないかといふ心配で申し上げるのは、一〇・九〇あるいは一二・八の場合は、

確かに十年間の利子が入つてれば元本割れでも一%。このようないい数字になつております。

○常松克安君 私、郵政を守りたい一心で、何ど

ある面では數える面もあるんです。悲しいかな、

業で八十二円でもうちはやるぞと言つてゐるところもあるんです。あるいは七十五円だといふこと

で動いておつてくれればいいんですが、中には企

業で八十二円でもうちはやるぞと言つてゐるところもあるんです。あるいは七十五円だといふこと

で動いておつてくれればいいんですが、中には企

業で八十二円でもうちはやるぞと言つてゐるところもあるんです。あるいは七十五円だといふこと

で動いておつてくれればいいんですが、中には企

業で八十二円でもうちはやるぞと言つてゐるところもあるんです。あるいは七十五円だといふこと

で動いておつてくれればいいんですが、中には企

「局長、胸を張って、後一年有半で百十五円に、ドル高・円安になるという経済原理でもお持ちでしょうか。確約できますか。できないと思うんです、僕はみんなものようしません、わからないだれも。

その中で、外貨債運用にはやはり替リスクのヘッジ手法を備えなければならぬ、こういう反省をいたしまして、それで昭和六十三年以降、このリスクヘッジ手法の導入の要求を行ってきたところでございます。

○常松克安君 お立場上もつともだと思ひます。
が、このお金は、さつきから言つてゐるんです。
そして、大臣が胸を張つて、我々に對して勇氣を

二十一億円、この含み損が現実的に赤字にこれがからだんだん出てくる。だれの断りがあつて局長はこの予算の中にその補てんの金額をほうり込んのか。ここへ補てんの金額をほうり込むということはもう赤と認めざるを得ない。

ところが、今の趨勢からいくと、その差は既に平成六年と平成七年を比べてみても、平均が平成六年は百二円十八銭。平成七年、これはまだ二月しか出ておりませんけれども九十四段階になつておる。たつた一年で激変を起こしておる。そこへもつてきて、もうすべからく購入した外国債が今までのドル換算でいくと全部元金を切つていつてしまつているんです。多い少ないは別ですよ。ところが、利子という換算でそれを補いをつけていらっしゃる。

○常松克吉君　ここが大臣、物すごく重要なところなんですがあります。何も無為無策でおつたんじやないと。これは大変だと。ところが、正直言つて、先物のこのヘッジをかけた法律案というものは、六十三年に大綱というのは原局で検討が終わっていました。それをなぜ今ごろ出すか。何が知らぬれども、これはえらいこっちゃと。それなら、なぜ六十三年のときに、たとえ政府が反対しようと、どなたが反対しようと、これは郵政の金じゃございませんと。これは本当に原局の職員

持て、ともに頑張ろうと今お呼びになつた後なんですね。これは、先ほどからも言うように、金融システムだと、そのお立場のものじゃなくて、国民の掛金を、ちまちま五千円や一万五千円や二万円、月々月掛けで掛けた金なんですよ。この人たちの気持ちにどうこたえてくれるんですか。これによつて市場が混乱する、冗談じゃありませんよ。今アメリカを見てごらんなさいよ。協調と口では言つたつて協調しないじゃないですか。国はその国の国民を守るためにあるんでしょ

郵政の伝統で、運用については簡保が長男、郵便貯金が次男。だから、谷さんは黙つておつてもいいらしいのです。長男のおつしやるとおり私は従います、單の株のときはもうこっち一本やりでいきますか

そこで、さすが大先輩、郵政の大御所ですね、
守住大先輩はびしつとおつしやつた。今出す法律
みたいなものをなぜもつと早くかけなかつたのか
と、こう言われた。ところが、そこでごじやごじや
と言つて、先輩、そうですな、全然明快な答弁じきや
なかつたでしょ。ないんです。こんなことは郵
政は何も故意でやっているんじゃないんですか
ら。けれども、一番真っ青になられたのはやはり
昭和六十二年、六十三年。今まで二百二十円ぐら
いの外国債をドル建てで買つていたものが百四十四
円五十一錢、百二十八円二十錢。原局の皆さん
はこれはいかぬぞ、こういうふうにして対策をお
立てになつたと思うんですが、何の対策も立てず
に無為無策でおられたのか、その歴史の中でお答
え願いたい。

員が汗水たらして、そして皆さんから郵政といふ名前で信頼のものとお預かりしてきたものであります。ここでこんな激変をするようなことにあつては、國民の皆さんに申しわけない、我が郵政の原局の皆さんにも申しわけない、こういうようなことで、だれか知らぬけれども、この六十三年のときの局長をもう一遍ここに呼びたいくらいです。私ははつきり言つて。ところがそういうふうにはここはなつていないです、国会は。あなた、気の毒やけど、あなたが責任とらなかんねん。しゃあない、それは。あなたが答弁してびしっとしてもらいたい。

ここらがなぜ重要かといいますと、ここ答弁にくれば私の立場で答えられませんで結構です。それだけの法律案というのが、六十三年に大綱が

う。ちょっとと言い過ぎましたかな。」この大事なところ、原局の皆さんを守りたいんです。
ところが、そのときの情勢は、これから分析です。ですから、先ほど大臣に言ったのは、これからの問題は次の十七日の後編に譲ります。さようだけで終わりませんぞ。あとはもう大臣の政治決断、睡眠預金の決断と一緒です。決断をいたただきたい点があるんです、後で。後の楽しみを待ってください。大臣、済みません。
一例を出しましよう。谷局長、資産形成のために株の売買取引はおありでございましょうか。
○政府委員(谷公十君) 経験でございましようか。申しわけございませんが、ありません。
○常松克安君 高木局長はございませんでしょ

局へ。やりくり算段、どないしとると思うんです。あの数字は。本当にこれまた氣の毒な話。みんなが苦しいんです。私はこれ批判して申し上げていいんじやないんですよ。私は執念の男でありますから、何とかこの九千百二十一億円の含み損が消えるまで私は一生懸命になって勉強し、皆さんを支えていきたいんです。

ただし、その金の出場所が困るんだ、これはね。どういうように困るかといいますと、今回へソジかけた、損したら証券会社に売却して持つてこいというわけにいかないんです、これはもう。今まで塩漬けになつてゐるんですから。これからは丈夫にしますが、今のこの金はどれだけ出てくるかわからぬ。しかし、それを勇気を持って、今回の国会に提示なさつたその局長の勇気は私は称

○政府委員(高木繁次君) 御承知のように、簡保の場合には昭和五十六年度から外国債運用を実施したところでございます。年によりましては為替差益が出た年というのもあるわけでありますけれども、今お話をありました昭和六十年九月のプログラ合意以降、運用を開始したときには予想もつかなかつたような円高が急に進んできました。こういう状況がありました。そのために為替差損も大幅に膨らむ、こういう状態になつたわけでございます。

○政府委員(高木繁俊君) だれがという部分については、これは関係する省局との間だと、こういうことになります。

理屈の方は、先ほどちょっと申し上げたわけであります。が、こういう手法をとることによって例えれば円高傾向をさらに助長するのではないか、あるいは為替市場に非常な大きな影響を与えるのであります。

○政府委員(高木繁俊君) ありません。
○常松克安君 何もここで資産調査しているんじゃないんです。
ここで言いたいのは、本当に株だとか何か投資した人は、先ほど昼休みのドルの仲値は何ぼですかと聞いたほどもう深刻な、ノイローゼになるくらいその対応というものに対しては敏感なんですね。命がけなんです。
それほどまでにこの問題の取り組みを、九千百

黄いたします。
　言つたからには私もその一端の責任を負つて、
国民の皆さんに周知徹底の御理解を求めるような
言論を展開していきます、厳しく言うかわりに。こ
と/orいいますのは、昨年四月から原局の人たちに、
一時払い養老保険の十年一括に金をもらうやつ、
これを自歎ということで命令されたんですか。ど
うなんでしょう。

とおしかりを受けそうですので簡単に申しますが、そういう指示と申しましようか、やつております。

ただ、若干やっぱり申し上げなくちやいかぬですが、昨年の四月にやむを得ず私ども保険料の改定をさせていただきました。その際に、計算上本

来一緒に実施すべき前納割引率の改定というものをお客様の御負担を考え六ヶ月おくらせまして

昨年の十月から実施することにいたしました。したがいまして、それまでの間に私どもが職員に

対して指導しましたのはいわゆる短期の前納をお客様にお勧めするようにと、長期をお勧めいたし

ますと、前納ですから、例えば全期前納も含めての前納でございますのでどうしても保障額が小さくなってくる、トータルの払込金額が一緒ですか

ら保障額は小さくせざるを得ない、短期の前納で同じ金額でも保障額は大きくなる、こういう関係がござりますので、簡保本来の保障をお勧めするという意味で、長々しい前納よりはどちらか

といふ短期の方をお勧めしたらどうだろう、こ

ういう取り組みをしたわけです。

ただし、これもお客様からお話をあつた場合にお断りするということではなく、すべてお客様

から申し出があったものは気持ちよくというとな

んでございますが、当たり前のことであります受け入れる、こういうことを一緒にやっておりま

す。

したがいまして、先生おつしやったようなことを冒頭にお答えしましたようにやつております

ん、こういう御返事をしたわけでございます。

○常松克安君 そうおつしやるお立場はよく理解

しますけれども、じゃ、お聞きしますけれども、一括払い十年間前納した場合、何ヶ月割り引きなんですか。そして、割り引いたその納める金額は今日において金利何%になると思ひますか。

○政府委員(高木繁俊君) 昨年の九月までの前納割引でいきますと、一年分前納いた場合に……

○常松克安君 十年前納。

○政府委員(高木繁俊君) 十年分の前納をお願い

しますと、本来百二十カ月分でございますが、それが九十七・六ヶ月、差が二十二・四ヶ月、こういう数字でございます。

○常松克安君 利回り、金利。何ば得するんだと

いうこと。——それは後ほどまた教えてください。

私の言いたいのは、先ほど大臣がくしくもおつしゃったんです。貯金も一千万だよ、生命保険も一千万だよ、本当に庶民の理解と信頼、そして確

実性ということで貯蓄なり簡保というものに加入してもらっているんです。

〔委員長退席、理事大森昭君着席〕

そうして考えると、庶民としてみれば金体の金利は下がる、おやじは退職金もらって定年だ、そ

うしたならちょっとお金が一括で来た、しかしまだ働きたい、けれども定年だ、そういうときには

括払いでありますと安全ですわな。普通の生命保険じゃないんですよ。普通の生命保険は、先払い

しちゃうと、途中で死にますと、死んだその時点でもう計算になってしまふんです。先に金を入れているけれども、計算なし。

ところが、簡保の方は親切だ。十年払いして五年目に死んでも途中でちゃんとその計算をし、掛け通したその先々まできちんと利息をつけて、本

に悲しいことですなということで、ちゃんと国民生活を守るために、ここにいらっしゃる大先輩であられる大臣が簡保、郵政を守るためにそういうふうな制度を違ったものにつくり上げていらっしゃいます。それを知った上で申し上げているんです、こっちは。

そうしてきますと、一括払いというふうなこと

は、何ぼ金持ちでも三千万・五千万、一億と掛け

られないんですから。今まで五百萬だったからあと五百万積んでおこう、抜けたらあかんでな、病院に入院したらかなわんなどいうことで、その

ときですら金利計算という庶民の生きる知恵でやるわけです。

それを、たとえ言い方はどうであろうとも自肅

ということであるならば、堂々と法律を変えて

ちゃんとしなさい。これの原因はどこにあるか。

それは、そんな割引を多うしたら金利負担がたまらぬ。ところが、片方では九千百二十億円含み損と言つておる。そうしたら、失礼でございますけれども、九千百二十億円を今財投金利の四・六五%で掛けて何ばの原資が要るか。十九兆六千億という金を財投にほうり込んで四・六五%を得てやつと九千億円です。

〔理事大森昭君退席、委員長着席〕

これほどまでしないことにはならないというふうに、最先端の生活衛生の人たちまで泣かせて、そして軽減かと。

それは、確かに逃がした魚は大きいと言いますから、こんなものは今理屈を言うておつても返つてけえへんのです。声を大きくすればするほど返つてくるならここで一生懸命みんなで大きな声を出しましようや。返つてけえへんのです。こんなけれども、これだけのお金があつたら昨年の保険料値上げをせぬでも済んだやないかと。自由化

自由化と言うなら額預金も自由化にすればええやないか、これだけあれば。何もほかへ整合性やとかで遠慮することはないんだから、堂々と。といふうな庶民感覚でいきますと、余りにも損失

したお金がもんらしい、怒りとなつて不思議ではないではなかろうか、我々はそういう感じを持つてしまうんです。

そうして、聞くところによると、この一時払い養老保険の勧説を本年四月一日から完全シャット

「確實」という原則に今回の立場を半分理解しながらも、譲つて外債の、先ほどはわずかでも赤字と認めざるを得ませんとはつきりおつしやつた。いろんな面で出てきます。これが金を抛出した人が何千人いると思いますか。そして、結論は

秘密がごく知つておる。だから、あの株のとき減つたら銀行は皆つぶれる、郵政出せ、それは損を打ち込んで下げるのをとめよう、含み資産が

当している皆さんは言われましたから出しました

人の公的資金によるという字句を苦々しく思つて見損しておるんだ。たまたまものじゃありませんわな。

そうしますと、お尋ねします。運用法第一条の「確實」という原則に今回の立場を半分理解しながらも、譲つて外債の、先ほどはわずかでも赤

字と認めざるを得ませんとはつきりおつしやつた。いろんな面で出でます。これが金を抛出した

てくださった国民の皆さんに対する確実性といふ

の約束をほこにしてしまつ。法律違反といふ

について、谷局長、お答え願いたい。

○政府委員(谷公士君) 先生に理論的にこれを御

説明することはとてもできません。法律に書きまともいづれ現実の損になつていくというものでございましたから、トータルといたしまして全体の中

でどのような損になるかは別といたしまして、この部分につきましては少なくとも損になつていく

反にならないかという心配が一つあるんです。これを民営化論争に持つてこられたらかなわぬのでそれ、はつきり言つて。託したお金で十何兆も何

も、裏では大蔵がPKOで株を買え、公的資金

を打ち込んで下げるのをとめよう、含み資産が

減つたら銀行は皆つぶれる、郵政出せ、それは損

され、はつきり言つて。託したお金で十何兆も何

も、裏では大蔵がPKOで株を買え、公的資金

そのことよりも、郵貯、貯金の方も関係するんですから、先ほど僕が申し上げた貯金の四千六百四十二億円の含み損。局長さんにお尋ねいたしました。例えばこれの対応策、基本的にどうして対応していかれるか、お答えください。

○政府委員(谷公士君) この四千六百億円の評価含み損自体につきましては、為替がまた変われば円安に触れない限りはこれは取り返しがつかないわけでございまして、私どももいたしますれば、こういった経験も今後の糧といたしまして全体的にさらにより確實で有利な運用に努力をして、そういう中で少しでも資金の運用益を上げていくような努力をすべきであると考えております。

○常松克安君 いや、そこへなってくるとまたおかしくなつちやうんですよ。じゃ予算書はでたらめかとなりますよ、本予算が。大変な問題になりますよ、これは。

簡保なら簡保でもうけた、一年間これだけのもけがあります、しばらくこれから全力を挙げて、損切りもいたしましよう、あるいは買いかえもいたしましよう、ナンピン買いもいたしましよう、全知全能を挙げてこの含み損を減らします、ありますよ、これには少しその年度年度で上がつてくる利益の中からこの補てんということでお願いできませんか、これがそちらの対策と違うんですか。郵貯も、貯金の方も一緒。これら円がこのままの状態だったらどうしようもございません。毎回毎回こんなことで、簡保事業団が第二の国鉄になりますな。ほっておきますか、白井さんを首にするんですか。えらいことになるんですよ、これでも大変なことなんですから。そうじやないと思うんですよ。局長、僕の考えが間違っていたら御批判ください。結構です、まじめに聞きますから。もう一度お願ひします。

○政府委員(谷公士君) 先生の御指摘は恐らく郵貯についても損切りのようなことを考へるべきではないかという御示唆だと思います。私どもの金融自由化対策資金につきましては、

できる限り自由化対策資金として有利運用を確保していくという観点から、従来、保有債券の途中での売却ということは行わずにまいったわけでございます。

それから、かつてそういうふうにしたったのは、為替が円安に振れるという動きがありまして、一時的に含み損が減少のときも、今申し上げたことに加えまして、全体の額が非常に僅少であり、かつ含み益は増加に向かつておつたということもございまして、そういうふうな記事も一面見せられましたけれども、向かつておつたといふことは、いついた措置はとらなかつたところでございました。

しかし、先ほど私言葉が足りなかつたかもしれませんけれども、対策資金の資金コストあるいは為替市場に与える影響等を総合的に勘案いたしまして、圧縮の方法としてのこの損切りの問題につきましても、やらないと決めるということではなくて、総合的に検討していくべき課題の一つであるだろとうと考えております。

○常松克安君 専門分野に入りますので私の方の腰が引けますけれども、しかし今の御答弁では全然私とのかみ合いができるないんです、正直言つて。

と申しますのは、これは高木局長もよく知つておいていただきたいんですが、今回ヘッジをかけたことで安全だと思われるかされませんけれども、これもまた危険な面もあり、指摘もあるんであります。がゆえに簡保の方は少しその年度年度で上

げますよ、これは、このままの状態だったらどうしようもございません。毎回毎回こんなことで、簡保事業団が第一時期、皆さんの中八千億、八千億、八千億、一兆円とぶち込んだ時代があつたんです。それは何とかといいますと、一番私が恐れをなしていますのは、円がこういうふうに追い詰められますと、九十九円から九十五円になつたら、計算してちょっとでもあれするからそれ行けと。この年度を見ますと物すごい乱高下しているんです。大体皆さん投資したのは四月二十五日か九月二十七日なんです。金の会計上のやりくりは知りませんよ、僕は。そういうふうになつてきたときに一番恐れを

なしますのは、損を得しようとして幾らヘッジをかけようと大量資金を打ち込んだりますますどうにもならなくなつちやうんです。

それから、第二点目に申し上げておきますけれども、これは松野事務次官が記者会見で述べられました。そうしたら記者会見で記者の皆さんがぱつた。カナダ・ドルを五十億ドルか九十億ドルか知らぬ、ばらしたもので、向こうの値が落ちた。こういうふうな記事も一面見せられましたけれども、どのような動機があるとも基本方針を決めたら腹をくくって対応していただきたい。投資や

と思つてまたぞろ何兆円もかけるようなことは、今のところ平成六年は一千四百九十三億円ですから、物すごく自潔して物すごく抑えていらっしゃる。そして、この辺のところで買いかえだと損切りをどういうふうにしたらいいか、その整理。金ですらやりくり算段。それは後日また論議いたします。

ただ一点、第二の心配は、こう言われております。全世界の中央銀行が寄つてたかつて協調介入したところで、世界の投資家はもはやそれの何十倍もの資金力を持つていて、中央銀行がかかるものは二日と持たぬだろうと指摘する人もあります。それからもう一つ。郵政がこれだけのお金を、それはわかりますよ、平成五年度末で三兆七千五百億の残を持っているんですから。三兆円という百億の資金力を持っていて、中央銀行がかかるのは大きなお金ですよ。ところが、生保はこの平成五年度で何持っているんだ、損保は何持つているんだ、日本銀行はどれだけ持つているんだ、投資家はどうなんだと。総トータルしてこの三兆七千五百億が何%になるかを熟知していらっしゃるでしょうか。熟知もしないで、これを今あつちこつち回るとか市場をどうのこうの、そんな心配は御無用なんですよ。本当にここでは抜本的に、

○栗森斎君 今回の郵便貯金法の改正並びに簡易保険法の改正、いずれもリスクヘッジのための改正でございますが、今、常松議員から大変厳しい質問はここまで。残りは委嘱のときにはいきます。これは

前回の委員会でも多少申し上げたように、外債市場に参入する条件としてリスクヘッジなしでござります。こんなことが何回もあっていいとも思わないし、これを一つの教訓として生かすとしやつたというのは私はかなり気になつたところです。でも、事の経過、これからの責任のあり方という意味で幾つかお尋ねを申し上げたいと思います。まず、私、郵貯や簡保資金を自主運用させていたくようになつた経過はそれなりに承知をしていました。それでも、事の経過、これからの責任のあり方という意味で幾つかあるはずです。優先順

ですから、今です、決断するのは。方法はあるはずです。皆さん英知を持っているんですよ。それを結束してこの対応、まず外債対応というものをきちっとしていただきたい、こういうようになります。

○政府委員(高木繁俊君) きょうのお話を十分にそしゃくをさせていただきたいと思います。先生もおっしゃいましたように、やはり簡保のことをきちっとしていただきたい。こういうようにならなければなりませんけれども、お金、郵貯のお金も一緒にございましょうけれども、どのような動機があるとも基本方針を決めた。その上で、どうしたらよいかというのを考えたいと思っております。

あつたということもあつたかと思います。

それから、運用いたしましては、実際には六年度におきましては外貨債の購入をぐつと抑えておりまして、外国債でもいわゆる円建ての外国債を購入するという形にしてきておるという事情もございます。

お答えにならないかもしれませんけれども、そのように考えます。

○栗森喬君 答えにならないというが、極めて大事なことをちゃんと答えてくれたと私思つてます。

というのは、私たちの常識でいうと、これだけいろんなことが起きておるのに内部でどういう危機意識があつたのかというのを、今のことを聞いただけでも、円建てに変えたというだけでもなかなか大変なことなんです。現実にドル建てから円建てへ変えるというだけでも。やろうとすればいろんなところで大変なことは私はわかります。

そういう議論とか経過を一切外に言えない、責任の所在もはつきりしない、こういうものというのは自主運用のときにはやっぱり控えていくか、少なくとももうちょっと何らかの格好でディスクロージャーといふか前提となるべき条件をしてもそれ運用している責任者の側からもあればお聞かれないと、ヘッジかけたよ、従来と同じやり方ですよということではちょっと私は納得できないんですけど、大臣、この辺のところについてこれから何らかの改善策、これは大臣だけでなく、それらの運用している責任者の側からもあればお聞かれたいと思います。

○國務大臣(大出俊君) なかなか事務当局も困るだろうと思つておるんです。

これはもちろん私のときじゃないだけに、いろんなことは頭にあるんだけれども、言いたいことも随分あるんですね。実は、さつきいみじくも常松さんがおつしやつたけれども、簡保事業団はどうなつちやうんだという話をしましたが、そっちに赤字立てておいて事済むわけじゃないからね、ざつくばらんな話をすれば。これは一つの例だけれども。つまり、時間がたつにつれてどこまでいつ

たらどうなるのかと突き詰めていかなければ結論は出ません、こうだろうということは言えても。

そこらも含めて、今ここでと言わると非常に困るというのが私の胸のうちですよ。

ですから、少しそのところは、さつきから申し上げている預貯金の性格、簡保の方は保険金額で千三百万円、貯金の方は一千万円、そういう性格のお金を預かっているわけでございますから、どうすれば一番いいのかということを懸念にひとつ勉強させていただきたい、これだけ申し上げておきます。

○栗森喬君 できることなら今国会中に、別にそんなすごいものじゃなくて、基本的なこれから運用のあり方についてやっぱりある種の見解を持つというの、私は郵便貯金の特定の預金者でもないし特定の保険加入者を代表してそんな声を大にして言つているつもりはございません。ただ、いずれにしても非常に国家的な信頼を持つやつというのがあるべき姿としては、このまま何となく次からうまくやりますからやらせてくださいというだけでは私は問題があると思います。したがつて、できたら近いうちにそういう見解を、国会对してじやなくとも結構です。やっぱり広くみんなに、対外的にそういう見解をまとめていただくことを要望いたします。よろしいですか。

○政府委員(高木繁俊君) 先生の御指摘、もっともでございます。私ども受けとめたいと思いま

○栗森喬君 また世の中変わら普遍的なこと

も言えないといったら、それならやるべきじやない。やっぱりある種の確信を持ってやれるような

一般援助の配分で、手元の資料では申請団体が三百十九団体、それから配分が認められた団体は百九十七、つまり三分の一が寄附金の配分を受け

ます。こんな難しいことだから、私もそれ以上

言わないつもりだけども、責任の所在ははつきりしない、今後の運用に当たっての原則もはつきりしない、これだけ認めてうまくやりますといつて、それなら次に一体本当にだれが責任とるのか。

それだけ決めておいてければ私はもう言わぬけれども、そんな話でないでしよう。そこはきちんとお願いをしたいと思います。

○中尾則幸君 よくわかりました。

○政府委員(高木繁俊君) よくわかりました。

きょうは簡保、郵貯の運用あるいは国民とのかわりについて諸先輩の貴重な意見を伺うことができました。私はもうこれ以上質問するというあればございませんけれども、ちょっと視点を変えます。きょうは郵便貯金における国際貢献のあり方といいますか、その観点から国際ボランティア貯金のあり方についてお伺いしたいと思

います。

国際ボランティア貯金というのは、御存じのよう

に、平成六年十二月現在、着実に増加しております、聞きますと一千六百万人の人たちからの

申し込みがあるということで、大変結構な、郵政のヒット作品といいますが、私はそういうふうに思つております。

平成三年一月からたしかこの制度が始まつたと

思いますけれども、国際ボランティア貯金も国民参加の草の根の国際支援という役割、あるいはこ

れを用いたNGOが海外で大変活躍されておると

いう意味では、ODAと違つた意味で大変私は評価するべきものだと思っています。

平成七年度の受付は恐らく三月一日から三月三十一日まで僕は始まつておると思いますので、今受付の期間でございますので、平成六年度の問題

きしたいと思います。

平成六年度、昨年度分でございますけれども、

五百十七事業、総額六十七億円の申請がございました。一方、これに対して配分ができます原資が

約二十三億六千万円。このほかに緊急援助配分原

資として一億二千万円別にございましたけれども、それを別にいたしますと二十三億六千万円の

原資が予定されておりました。したがいまして、

五百十七事業、総額六十九団体から

ございますので、申請内容を慎重に審査をいたしました。一方、これに対して配分ができます原資が

ございましたので、申請内容を慎重に審査をいたしました。一方、これに対して配分ができます原資が

ございました。

○中尾則幸君 昨年度の審査の際に、外務省の助

言などで不採用となつたプロジェクトがあるとい

うふうに聞いております。これは本當ですか。

○政府委員(谷公士君) 不採用になつた案件に關

連いたしまして、外務省に情報の照会をしたといふこともありますけれども、その結果によって不採用を決定したことではございませんで、あくまでも決定は総合的にいろいろな観点から判断をしたということです。

○中尾則幸君 具体的に申します。

今、インドネシアの占領下にあります東チモール関連プロジェクトあるいはミャンマーのカレン族難民救済プロジェクトが不採用になつております。平成六年度です。

外務省さん来ておりますので、東チモールにおけるプロジェクトに際して郵政省にどのような資料を提供したのか、在外公館から調べてくれということだろうと思うんですが、どういうふうな返答をされたのかちょっと聞きたいんです。

○説明員(中村滋君) 今先生から御指摘ございま

したのはインドネシアの東チモールにかかる関係と認識しておりますが、その一つでございます。

育英海外ボランティアより申請のありました飲料水、農業用水確保のための水道管の設置についてボランティア貯金の要請があつたと伺っております。

特に、我が外務省から見ますと、プロジェクト

を実施する地域の事情あるいは邦人が海外で活躍するといった観点での邦人保護の問題、そういうことを含めまして在外公館に所要の情報提供を依頼することはございます。

今私が申し上げました案件につきましては、我

が在外ジャカルタの公館の方からは、この東チモール地域がその帰属をめぐつてまだ交渉中の係

争地域であるということから、特に邦人保護の観

点からもインドネシア当局とよく十分協議して進めていく必要があるのでないかといった意見が寄せられました。

もう一つ御指摘ございましたのが多分グローバル・レインボーシップという件で、ミャンマーの話だと思いますが……

○中尾則幸君 ミャンマーの件はいいです。もう時間がないです。

○説明員(中村滋君) そういうことで、インドネシア政府あるいは当局と十分協議を進めていく必要がありますという公館の意見を郵政省側に伝達いたしております。

○中尾則幸君 時間もないんで、こういうふうに聞いているんです。外務省は、東チモールは危険な地域だ、やめた方がいいというふうに郵政省に言つております。

○説明員(中村滋君) 今おっしゃられたその趣旨のことは言つております。

○中尾則幸君 そうしますと、郵政省の判断はあくまでも外務省のこういった在外公館の情報に今回左右されたんじゃないという事でござりますね。

○政府委員(谷公士君) 外務省の情報も含めて全体としての判断をしたということでございまして、外務省の情報のみに基づいて決定したということではないということでござります。

○中尾則幸君 東チモールにおけるプロジェクトが平成四年度に小学校を建設しております。これは今回の国際ボランティア貯金を使ってということはもう知っていると思います。そのときに三百五十万円の配分を受けた事実もあります。

さて、今回、同じ東チモールでございますけれども、平成六年度で不採用となつた案件でございまが、農業・住民支援のNGOが申請した。育

英海外ボランティアという名前を出しましたので、その団体でございますけれども、東チモールで水道管敷設など六年間やつてきているんです。

実績も十分なんです。住民の信頼は厚い、そしてまたインドネシア軍の介入もない、またこのNGOは非政治的人道支援団体で、現地で危険なことに直面することは一度もなかつたと。これは、イ

ンドネシア政府もチモールに対し非政治的な人道援助は歓迎している、こういう事実は御存じですか、郵政省。

○政府委員(谷公士君) 申しわけございませんが、私自身いたしまして今そのことを承知しておりません。

○説明員(中村滋君) 今御指摘ございました青少年職業訓練事業計画になつています。これ

由が私はわからんないです。なぜ不採用になつた理由がお知らせください。もう一度。

○政府委員(谷公士君) 先ほど先生もおっしゃいましたように、私ども配分決定に携わつた者といつましても、具体的な団体の採否の決定の理由あるいは当該団体の計画内容について申し上げることは適当ではないと思うわけでござりますけれども、一般的に申しまして、先ほど申し上げましたような事情に加えといいますか、それをもう一つ明確化するものといたしまして、例えば当該地域における治安上の問題等があり、事業の実施の実効性の確保がどの程度であるか、あるいはさらにはこの活動に取り組まれる方の安全の問題はどうかといったことも考慮の対象になるということは事実でござります。

○中尾則幸君 大変苦しい答弁で、恐らくほとんど調べていないんです。これは調べてなかつたからこういう事態になつたんですね。

先を急ぎますけれども、実は東京郵政局管内の内部資料があります。このボランティアに対して、事業総額が三百五十六億円、申請額が二百億円、そして配分額が百七十八になつていて、これ郵政省の部内資料です。どこかで消えちゃつたんです。ですから、私は外務省が圧力かけたんじゃないかなと言つているんです。それはないです。

もう一度、ないならないと言つてください。

○説明員(中村滋君) ということは、なぜこうなつたかと。これ犯人捜してもしようがないんで、ちょっとこれ実際に出しましようか。不思議なことに、

外務省が去年、同じ平成六年、同じ団体に外務省のNGO事業補助金が出ているんです。事業は水道管の敷設じゃないですよ。これ言つてみれば、

青少年職業訓練事業計画になつっています。これ

管をつくることによってどういうことが起つて

いるかといふと、まず驚かされたことは疥癬症、いわゆる皮膚病が激減していたというんです。村

落ではまだ多いところもあつたが、本当に皆の手足の皮膚がきれいになつてゐた。これは過去六年間にわたつて多くの土地に水道が引かれたことにあるというんです。これは自分たちの手弁当でやつたんです。現地住民にも喜ばれてゐるし、だからそろそろ郵政省のボランティア貯金を生がそうかななどということで去年申請したんですよ。

ところが、私、正直いろいろ調べてみました。見切り発車したんです、これは。ということは、調べ尽くせないんですよ。だから、私は外務省を疑つたんです。大丈夫ですか、もう一度。

○説明員(中村滋君) 繰り返し申し上げますが、外務省は最終的な決定の判断はいたしておりません。

○中尾則幸君 外務省のお答えは要りませんけれども、そうやつて聞いているのに、外務省も外務省ですよ。我々はこうやつたよと、どうして郵政省さんに聞かれたときにそういうことを言わないのでありますか。やつてないでしょ。我々は我々だなんて、それはないんじやないですか。

○説明員(中村滋君) 先ほど、ボランティア貯金

の関連の案件につきましては、私どもはインドネシア政府当局と十分協議を進めていく必要があるであろうという情報を伝達いたしました。 本件、外務省が民間支援の補助金の交付を行つた関係につきましては、同様に在外公館の方からインドネシア当局の方と協議して取り進めたりいと、同じ意見をもらつております。

外務省としましては、その所要の趣旨を当該の団体に対しまして申し伝えましたところ、その団体は現地政府に對して所要の手続を行つたといふことで、現地政府の許可文書を受けたことを確認の上、交付決定を行つたといふ経緯がござります。

○中尾則幸君 これだけで、もう時間もあと五分しかありません。

この助成決定について、先ほども局長からお話をありましたけれども、これは郵政審議会が答申する前に、郵政審議会の専門委員という方が四人たしかいるはずですね。この方の顔が見えてこな

いんですよ。専門委員といなながら、これはもう既に郵政省が内部でこうこうですよと、余り意見が反映されないと私は聞いております。専門委員はODAにも詳しい人が四人の中にいらっしゃるということです。こういうふうに決定しましたよ

どうなんですか。こういうふうに決定しましたよ」ということで言つてゐるのか、専門委員の四人の先生の意見を最大限尊重するのか。私は尊重すべきだと思うんですよ。これは税金じゃないですかね。国民の善意ですよ、郵便貯金の。ここを間違つちゃ困るんですよ。その専門委員のあり方にについてははつきりお答えしてください、性格はどうなのか。

○政府委員(谷公士君) 郵政審議会の専門委員は、ちょっと法律を持つておりますので正確ではございませんが、郵政審議会がその議事を行います際に専門的な観点から意見を述べるために指名される方だと思っております。したがいまして、この専門委員の方々は、郵政審議会におきまして御意見をおつしやるということになると思います。

ただ、私どもといたしまして、大変多い申請でございますし、専門委員の方は四人でございますので、基本的な資料は私どもの方で調査をいたしまして、専門委員の方に提出をして御判断を仰いでおるわけでござります。

○中尾則幸君 判断を仰ぐのは当たり前なんですよね。その判断を仰ぐ、例えば決定権まではいきませんよ、これ当然そちらで書類審査しなきや、件数が多いですから。その役割は何かと聞いていいと、同じ意見をもらつております。

外務省としましては、その所要の趣旨を当該の団体に対しまして申し伝えましたところ、その団体は現地政府に對して所要の手続を行つたといふことで、現地政府の許可文書を受けたことを確認の上、交付決定を行つたといふ経緯がござります。

○中尾則幸君 これだけで、もう時間もあと五分しかありません。

この助成決定について、先ほども局長からお話をありましたけれども、これは郵政審議会が答申する前に、郵政審議会の専門委員という方が四人たしかいるはずですね。この方の顔が見えてこな

よ。私の前のときでございました。私になつてからはザイール、ルワンダ問題がございまして、追加の資金一億二千万円ですか、この分配は経験がありますけれども、今のお話は前の、ことしまだありますので、今のお話は前の、ことしまだ

そこまでいっておりませんので、実際に手がけておりませんから、そういう意味では意見をちょつと申し上げにくく、中身でございまして、私が知つたときには既に決着のついていた問題でございましたので、私からは発言がしにくいと思います。

○中尾則幸君 もう残り時間がなくなりました。大臣に改めてその具体的な、平成七年度のが始まっていますので、今私が指摘したことでも十分考慮に入れていただきたいんですよ。それでないと、せつかくNGOを育てようなんていつたって、何とかまた官僚が支配と言つたら変ですけれども、そ

うなつちやうということになります。

最後に大臣に、国際ボランティア貯金の趣旨は私が言うまでもなく国民の、民間の净资产による民間主体の国際貢献であるべきだと思っているんですよ、これはODAと違うわけですから。運用に当たっては、行政の介入と言つたらおかしいですけれども、言葉は悪いですけれども、極力僕は避けたくなります。ただ、私はまだ國民の、民間の净资产による民間主体の国際貢献であるべきだと思っているんですよ、これはODAと違うわけですから。運用に当たっては、行政の介入と言つたらおかしいですけれども、言葉は悪いですけれども、極力僕は避けたくなります。

最後に大臣に、国際ボランティア貯金の趣旨は私が言うまでもなく國民の、民間の净资产による民間主体の国際貢献であるべきだと思っているんですよ、これはODAと違うわけですから。運用に当たっては、行政の介入と言つたらおかしいですけれども、言葉は悪いですけれども、極力僕は避けたくなります。ただ、私はまだ國民の、民間の净资产による民間主体の国際貢献であるべきだと思っているんですよ、これはODAと違うわけですから。運用に当たっては、行政の介入と言つたらおかしいですけれども、言葉は悪いですけれども、極力僕は避けたくなります。

○中尾則幸君 判断を仰ぐのは当たり前なんですよね。その判断を仰ぐ、例えば決定権まではいきませんよ、これ当然そちらで書類審査しなきや、件数が多いですから。その役割は何かと聞いていいと、同じ意見をもらつております。

外務省としましては、その所要の趣旨を徹底させることや、やはり国際ボランティア貯金、郵政省はいいことやっているなというようなスタイルにしていただきたいんです。大臣の決意、所感等をお伺いして、私の質問を終わります。

○国務大臣(大出俊君) ザイール、ルワンダのときも随分私も一生懸命調べたんです。例えば、自衛隊はザイールへ行ったわけですが、例えば、ワングの方で二十メーター以上の井戸を掘らないと伝染病にかかりやすい、そういう危険な井戸が

さらにあるんですね。調べてみたら、二十ぐらい井戸を掘りたいという団体がありまして、それは二十メーターより低い井戸。つまり、いろいろ特徴があるんですね、非常に数が多いわけですから。そういう意味で、どれだけ勉強できるかわかります。

○河本英典君 いよいよ最後の番になりましたので、お疲れでござりますけれども、もうしばらく御辛抱願いたいと思います。最後でござります。

○中尾則幸君 終わります。

私は、ちょっと事情がございまして無所属となりましたので、時間がたくさんいたくこのことになりまして、質問の回数がたびたびござります。大変いいことだと思って、自己訓練だと思つてやらせていただいております。そんなことでちょっとと大きつなお話をなつたりいろいろございますけれども、よろしくお願ひしたいと思うわけです。

○河本英典君 いよいよ最後の番になりましたので、お疲れでござりますけれども、もうしばらく御辛抱願いたいと思います。最後でござります。

○河本英典君 いよいよ最後の番になりましたので、お疲れでござりますけれども、そういう意味でそれが生きるように最大限勉強させていただきた

ます。それは先ほどからお話をございましたときでござりますけれども、大変な元金が損をしておるわけございまして、いろんな理屈があつてなかつたのかというのが実は印象でございまます。それは海外債券といいますか外国の債券でございまます。それほど栗森先生がおつしやいましたときの印象を私申しますと、何だこんなことを日々やつてなかつたのかというものが実は印象でございまます。

○國務大臣(大出俊君) 今の東チモールの問題、これまでのところは海外債券といいますか外国の債券でございまますけれども、大変な元金が損をしておるわけござりますけれども、大変な元金が損をしておるわけございまして、いろんな理屈があつてなかつたのかというものが実は印象でございまます。

○國務大臣(大出俊君) 今の東チモールの問題、これまでのところは海外債券といいますか外国の債券でございまます。

ということでございます。

簡保は、そういうことで地方公共団体も含めた財投機関に対しまして直接資金協力を行ってきた公的資金であるわけでございます。先ほどから言われております市場運用を行つたり、市場運用部分を拡大してきているということであると思うわけでござりますけれども、財投運用と市場運用との割合をどうするかということが簡保資金の運用方針を知る上で最も大切な基本的な問題であるといふうに考えております。

先ほどのやりとりの中でもう既に話が出たかもしれませんけれども、改めて、これまでの簡保資金の運用の中では財投運用と市場運用がどういった変遷を遂げてきているのか、また特にその割合の推移についてまず説明をいただきたいといふうに思ひます。

○政府委員(高木繁俊君) 簡保の運用におきましては、先ほどお話を出ました昭和二十八年の運用再開以降、昭和四十七年度まで、この間は実は債券市場が未成熟であったというような状況のある時期でございますが、この間は地方公共団体も含めまして一〇〇%財投運用という形でやってまいりました。しかしながら、その後、昭和四十八年度から初めて社債への運用が開始されまして、当時電力債を一番初めに運用対象にしたようになりますが、どうやら債券市場が広がってきた、こういう状況を受けたわけであります。

さらに、その後、より有利あるいはより広範な運用対象を求めて、そしてまた債券市場がますます広がってきたということと相ましまして市場運用がだんだんふえてまいりました。逆に財投運用はだんだん減つてしましました。特に、昭和六十二年度以降、財投運用の割合をかなり減らしてまいりまして、直近の平成五年度には財投運用割合は五一・五%というところまで下がつてしましました。

それが一転、国民生活の充実あるいは社会資本の整備というような身近なあるいは国民的な課題といふものを考慮して、特に平成六年度、七年度、

七年度はまだ計画でございますが、この辺におきましては財投に対するできる限りの協力をしようと、こういうふうにちょっと従来とは違った考え方をいたしまして、六年度においては五三・六に上げました。七年度計画では五七・九に上げました。逆にまた、社債運用等の部分、市場運用は若干率が下がっております。

以上が大体の変遷でございます。

○河本英典君 どうもありがとうございます。

一番樂なのは財投機関だけにしておけばいいわけですから、だんだん危ないものに手を出して、最後は海外債券までいたと、いうことでございました。先ほどポートフォリオというお話を出ましたんでが、当然といえば当然のハイリスク・ハイリターンも入れながら、全体としてもちろんバランスを考えていただいておると思うわけでござりますけれども、市場運用の割合というのはふえてきたわけでございます。

それについて、簡保としての大きな運用方針といふものが、ござりますけれども、先ほどは客観的な事情とでござりますけれども、内部としての運用方針、意図というのがあつたんじゃないかなと思います。どういう考え方を持ってそれをの運用割合に反映されたかということをちょっとお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

○政府委員(高木繁俊君) 簡保資金の運用の原則は、前にもちょっと申し上げましたが、確実、有利、そして公共の利益になる、この三つがござります。

特に、この公共の利益という部分は、先ほども申し上げましたように、国全体と申しますか社会に対しての貢献をする、こういう思想なわけでございまして、この公共の利益という考え方に基づきましての運用の具体的な例は、財投運用に簡保資金の半分以上を充てよう、いわゆる財投機関は非常に公共性が高い機関ばかりでございますの整備というような身近なあるいは国民的な課題によって一種公共の利益に貢献しているということ

かしをつくってきたわけでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、だんだん考え方方が変わつてしまいまして、先ほど申し上げた六十三年度までは大体七割以上が財投運用だったわけですが、徐々に下がつてきて、大体五割ないしは六割近く、こういう線に最近なってきているということでございます。

結局のところ、先ほども申し上げた三つの中で、ころに力を入れることになりますし、主として有利という面から考えるとやはり市場運用を考える、こういう兼ね合いと申しましようか、そういう時代の市場の状況等も見ながらその兼ね合いを決めてきた、こんな私どもの考え方でございます。

○河本英典君 確かに、市場運用を重視して加入者の利益の向上を追求するということは大切なことだということは理解できるんですが、バブル崩壊といふことで市場運用自体も大変困難な状況になつてきていると思うわけでございます。他方では、それでは簡保資金はすべて財投運用すればいいかというとそうではないと思うわけであります。

私は、財投の重要性も理解しておりますし、また簡保の財投協力の必要性も理解しているつもりでありますけれども、重要なからこそ簡保としているからといって、特に最近では財投の制度見直しという機運が高まっておりまして、運用における今後の財投協力の方針も明確なものを持つことがどうしても必要な気が、というところです。

私は、財投の重要性も理解しておりますし、また簡保の財投協力の必要性も理解しているつもりでありますけれども、重要なからこそ簡保としているからといって、特に最近では財投の制度見直しという機運が高まっておりまして、運用における今後の財投協力の方針も明確なものを持つことがどうしても必要な気が、というところです。

ちょっと大臣にお伺いしたいと存じます。

○国務大臣(大出俊君) 先ほどもちょっと御意見をいたしましたが、ございましたか、ございまして、兵庫県の震災問題等もございまして、財投資金といふ面でもう少し集中的に金を使えないかという話でござります。これは私は、悪い面ばかり今まで出てきておるわけでござりますけれども、やはりだからずっと議論がございました市場運用の方の話でござります。これは私は、悪い面ばかり今まで出てきておるわけでござりますけれども、やはりそのお金が市場に流れ、バブルを引き起こしたの

かしませんけれども、非常に経済の活性化、株式市場の活性化とかに役立つた面も、これは余り言つてはいけないかもしませんけれども、

あつたわけでございますから、私はその辺は先ほ
ど言いました確固たる考え方、目的意識を持つて
その辺を、ポートフォリオという言葉がございま
したようにバランスをとった運営ということが大
事だと思うわけでございます。お役所にリスクを
恐れずにやれと言つたらこれはちょっと問題ある
かもしれませんけれども、責任体制だけはしっかりと
問題あると思います。

うわけでございます。

お金も何兆円という単位になりますと、もう数
字だけで、何千万ぐらいだつたら大体こんな
ものかとわかるんでしようけれども、何兆円とい
うお金はこれ数字の世界でございまして、それが
何%であるとかいうことになりまして、実際やつ
ておつても私は無責任になるんじゃないかなと思
うわけでございますけれども、本当に大事なお預
かりしたお金ですので大事に運用していただきと
いうことが大事かと思います。

そんなことで、郵政省もたくさんのお金を持つ
て当たつていただくわけでござりますから、頑
張つていただきたいなどいうことをお願い申し上
げます、終わります。

か。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山田健一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。——別に
御意見もないようですから、これより三案につい
て順次採決に入ります。

まず、郵便振替法の一部を改正する法律案につ
いて採決を行います。
本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山田健一君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

鶴岡洋君から発言を認められておりますので、
これを許します。鶴岡君。

○委員長(山田健一君)

私は、ただいま可決されました郵便
振替法の一部を改正する法律案に対し、自由民主
党、日本社会党・護憲民主連合、平成会、新緑風
会、新党・護憲リベラル・市民連合の各派及び各
派に属しない議員河本英典君の共同提案による附
帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

郵便振替法の一部を改正する法律案に對
する附帯決議案

政府はこの法律の施行に当たり、次の各項
の実現に積極的に努めるべきである。

一、多様化する国民利用者のニーズに対応する
ため、今後とも送金サービスの推進及び充実
に努めること。特に、全ての国民利用者が、
郵便局において、国及び地方公共団体の各種
公金について、口座振替により利用できるよ
うに努めること。

一、ネットワーク化の進展を踏まえ、国民的財
産である郵便局のネットワークの有効活用を
図るため、他機関との相互接続について積極
的に検討を進めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山田健一君) 全会一致と認めます。

されまし附帯決議案を議題とし、採決を行いま
す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山田健一君) 全会一致と認めます。

よつて、鶴岡君から発言を認められておりますので、
これを許します。鶴岡君。

○委員長(山田健一君)

私は、ただいま可決されました郵便貯金法の一部
を改正する法律案に対し、大出郵政大臣から発言
を認められました。

案文を朗読いたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案に對
する附帯決議案

政府は、この法律の施行に当たり、次の各項
の実現に積極的に努めるべきである。

一、郵便貯金資金の一層有利で確実な運用及び
地域への還元を図るため、金融自由化対策資
金の運用対象の多様化を行うなど、資金運用
制度の改善・充実に努めるとともに、その運
用資金が預金者から預けられた大切な資金で
あることや国際金融情勢の変化等をより認識
し、リスク管理を十分行うように配意するこ
と。

一、郵便貯金事業は、専ら個人のための国営・
非営利の貯蓄金融機関であることを認識し、
国民の老後生活の充実に寄与する金融サービ
スの開発など、引き続き個人預金者の利益の
確保・増進に努めるとともに、事業の果たし
ている役割について、国民に対し十分な周知

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御
意見並びにただいまの附帯決議につきましては、
今後の郵政行政を進めるに当たり御趣旨を十分に
尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございます。

右決議する。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

以上でございます。

されまし附帯決議案を議題とし、採決を行いま
す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山田健一君) 全会一致と認めます。

よつて、鶴岡君提出の附帯決議案は全会一致を
もつて本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。

○國務大臣(大出俊君) ただいま郵便貯金法の一
部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼
を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御
意見並びにただいまの附帯決議につきましては、
今後の郵政行政を進めるに当たり御趣旨を十分に
尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(山田健一君) 次に、簡易生命保険の積
立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山田健一君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

鶴岡洋君から発言を認められておりますので、
これを許します。鶴岡君。

○委員長(山田健一君)

私は、ただいま可決されました簡易
生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改
正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・
護憲民主連合、平成会、新緑風会、新党・護憲リ
ベラル・市民連合の各派及び各派に属しない議員河
本英典君の共同提案による附帯決議案を提出いた
しました。

案文を朗読いたします。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部
を改正する法律案に對する附帯決議案

政府は、この法律の施行に当たり、次の各項
の実現に積極的に努めるべきである。

一、郵便貯金資金の一層有利で確実な運用及び
地域への還元を図るため、金融自由化対策資
金の運用対象の多様化を行うなど、資金運用
制度の改善・充実に努めるとともに、その運
用資金が預金者から預けられた大切な資金で
あることや国際金融情勢の変化等をより認識
し、リスク管理を十分行うように配意するこ
と。

一、郵便貯金事業は、専ら個人のための国営・
非営利の貯蓄金融機関であることを認識し、
国民の老後生活の充実に寄与する金融サービ
スの開発など、引き続き個人預金者の利益の
確保・増進に努めるとともに、事業の果たし
ている役割について、国民に対し十分な周知

ペラル・市民連合の各派及び各派に属しない議員 河本英典君の共同提案による附帯決議を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律

律の一部を改正する法律案に対する附帯 決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、豊かで活力ある長寿福祉社会の実現と金融自由化への適切な対応を図るため、次の各項の実施に積極的に努めるべきである。

一、金融・経済環境の国際的変化にも適切に対応し、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険積立金の運用に当たっては、その資金が加入者の共同準備財産であることを認識し、リスク管理を十分行うよう努めるとともに、その運用対象を一層多様化するなど資金運用制度の改善に努めるこ

出郵政大臣

○国務大臣(大出俊君) ただいま簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございました。

○委員長(山田健一君) なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山田健一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(山田健一君) 次に、受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案を議題といたします。

○委員長(山田健一君) 政府から趣旨説明を聽取いたしました。大出郵政大臣。

○國務大臣(大出俊君) 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、放送の分野における急速な技術革新にかんがみ、国民が情報を選択する機会を拡大するため、視聴者が個々の関心に応じて多様な方法で視聴することを可能とする放送番組の制作を促進しようとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山田健一君) ただいま鶴岡君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山田健一君) 全会一致と認めます。

よつて、鶴岡君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、大出郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。大出郵政大臣

事業を実施しようとする者は、その実施計画が適当である旨の郵政大臣の認定を受けることができます。

第四に、通信・放送機器の業務として、郵政大臣の認定を受けた実施計画に係る受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施に必要な資金の出資等の業務を追加することとしております。

その他所要の規定の整備を行うこととしており

ます。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日からといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決ください。

以上ようお願いを申し上げます。

○委員長(山田健一君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

○委員長(山田健一君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十八分散会

三月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件

が付託された。

一、電気通信事業法の一部を改正する法律案

一、放送法の一部を改正する法律案

電気通信事業法の一部を改正する法律案

電気通信事業法の一部を改正する法律

第三十二条の見出しを「(料金の認可等)」に改め、同条第一項中「その他の提供条件(郵政省令で定める事項及び第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るもの)を除く。」について

おいて同じ)について契約約款を「(第三項に

規定する料金及び郵政省令で定める料金を除く。」に改め、同条第二項第一号中「料金が」を削り、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を

第三号とし、第六号を削り、同条第六項中「第三

項及び第四項」を「第四項及び第五項」に、「提

供に係る提供条件」を「料金」に、「第三項中「同

項の認可を受けた」とあるのは「第五項の規定により届け出た」とを「第四項中」に、「次項

を「、次項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「その他の提供条件」、「事項に係る」

及び「について契約約款」を削り、同項を同条第五項と

六項とし、同条第四項中「契約約款で定める」を「第一項の規定により認可を受け又は第三項の規定により届け出た」に改め、同項を同条第五項と

六項とし、同条第三項中「契約約款で定めるべき提供条件」を「認可を受けるべき料金又は前項の規定により届け出た料金」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に

「第一項の規定により認可を受け又は第三項の規定により届け出るべき料金」に、「同項の認可を受けた契約約款」を「それぞれ第一項の規定により認可を受け又は前項の規定により届け出た料金」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に

第一次の項を加える。

3 第一種電気通信事業者は、電気通信役務のうちその内容、利用者(電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者)をいう。以下同じ)の範囲等からみて利用者の

利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして郵政省令で定めるものに関する料金(第一項の郵政省令で定める料金を除く。)を定めようとするときは、あらかじめ郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、

同様とする。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(契約約款の認可等)

第三十二条の二 第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する提供条件(料金並びに郵政省

令で定める事項及び第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るもの)を除く。」について

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第四条第一項(有線ラジオ放送業務

の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律

第一百三十五号)第四条第二項及び有線テレビ

ジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)

第十七条第二項において準用する場合を含む。)

の規定は、この法律の施行後にされた放送、有

線ラジオ放送又は有線テレビジョン放送(以下

「放送等」という。)について適用し、この法律

の施行前にされた放送等については、なお従前

の例による。

3 改正後の第五条の規定は、この法律の施行後
にされた放送について適用し、この法律の施行
前にされた放送については、なお従前の例によ
る。

4 附則第二項の規定によりなお従前の例による
こととされる放送等に係るこの法律の施行後に
した行為に対する罰則の適用については、なお
従前の例による。

三月十四日本委員会に左の案件が付託された。(予
備審査のための付託は二月二十七日)

一、受信設備制御型放送番組の制作の促進に関
する臨時措置法案

平成七年三月二十九日印刷

平成七年三月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局